

第103回定例会

南部町議会会議録

令和3年8月30日 開会

令和3年9月6日 閉会

南部町議会

第 1 0 3 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（8月30日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	3
○開会及び開議の宣告	4
○議会運営委員会委員長の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○町長提出議案提案理由の説明	6
○報告第17号の上程、説明、質疑	11
○報告第17号の上程、説明、質疑	12
○議案第66号から議案第81号の上程、委員会付託	13
○陳情第2号の上程、委員会付託	14
○散会の宣言	14

第 2 号（8月31日）

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	15
○欠席議員	16
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	16
○職務のため出席した者の職氏名	16

○開議の宣告	17
○一般質問	17
久保利樹君	17
中舘文雄君	20
工藤愛君	30
夏堀嘉一郎君	39
○散会の宣告	43

第 3 号 (9月6日)

○議事日程	45
○本日の会議に付した事件	47
○出席議員	47
○欠席議員	47
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	47
○職務のため出席した者の職氏名	47
○開議の宣告	49
○議案第66号から議案第81号までの委員長報告、討論、採決	49
○議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
○議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
○議案第85号及び議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
○議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
○議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
○議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
○議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
○議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
○議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
○議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
○議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決	69

○議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
○選任第 1 号から選任第 3 号の上程、選任	7 5
○陳情第 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	7 7
○常任委員会報告	7 8
○委員会の閉会中の継続調査	7 8
○日程の追加	7 9
○町長追加提出議案提案理由の説明	7 9
○議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
○閉会の宣告	8 1
○署名議員	8 5

令和3年8月30日（月曜日）

第103回南部町議会定例会会議録

（第1号）

第103回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年8月30日（月）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 報告第17号 青森県新産業都市建設事業団の決算報告について
- 第 6 報告第18号 令和2年度南部町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 7 議案第66号 令和2年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第67号 令和2年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第68号 令和2年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第69号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第70号 令和2年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第71号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第72号 令和2年度南部町病院事業会計利益剰余金処分の議決及び決算認定について
- 第 14 議案第73号 令和2年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 議案第74号 令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第75号 令和2年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 17 議案第76号 令和2年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第77号 令和2年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 議案第78号 令和2年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 議案第79号 令和2年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について

算認定について

- 第 21 議案第80号 令和2年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
第 22 議案第81号 令和2年度南部町名久井岳財産区特別会計歳入歳出決算認定について
第 23 陳情第2号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	工藤愛君	2番	松本啓吾君
3番	久保利樹君	4番	夏堀嘉一郎君
5番	坂本典男君	6番	滝田勉君
7番	西野耕太郎君	8番	山田賢司君
9番	八木田憲司君	10番	中舘文雄君
11番	工藤正孝君	12番	夏堀文孝君
13番	沼畑俊一君	14番	根市勲君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課参事	久保田敏彦君	企画財政課課長補佐	藤嶋昭彦君
交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	下井田耕一君
住民生活課長	石橋一史君	福祉介護課長	戸室正樹君
健康子ども課長	野月正治君	農林課参事	東野成人君
商工観光課長	北上隆広君	建設課長	松橋悟君
会計管理者	藤嶋健悦君	医療センター事務長	岩間雅之君

市 場 長	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 参 事	中 村 貞 雄 君	社会教育課参事	佐々木 高 弘 君
農業委員会事務局長	夏 堀 勝 徳 君	代表監査委員	山 口 裕 貢 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	館 崎 あつ子	班	長	小 林 京 子
総 括 主 査	坂 本 裕 昭			

◎開会及び開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第103回南部町議会定例会を開会します。

8月2日、新庁舎が開庁し、今定例会より新しい議場での審議となります。不慣れな点もあるかと思いますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（夏堀文孝君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、根市勲君。

（議会運営委員会委員長 根市勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市勲君） おはようございます。

去る8月23日、議会運営委員会を開催し、第103回定例会の運営について協議しましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告2件、令和2年度決算審査16件、条例など7件、令和3年度補正予算8件であります。令和2年度決算につきましては、決算特別委員会を設置し、審査を付託することにしました。そのほかの案件として、陳情1件、常任委員会報告などがございます。

一般質問は4名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、8月30日から9月6日までの8日間としました。なお、会期中、9月1日は議案熟考のため、9月2日、3日は決算特別委員会のため、9月4日、5日は休日のため休会にします。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（夏堀文孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、1番工藤愛君、2番松本啓吾君を指名します。

◎会期の決定

○議長（夏堀文孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、8月30日から9月6日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から9月6日までの8日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました8日間の会期中、9月1日は議案熟考のため、9月2日、3日は決算審査のため、9月4日、5日は休日のため、休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

ただいまの5日間は、休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布のとおりですので、朗読は省略します。

なお、監査委員より令和3年度財政援助団体等監査の結果について報告がありましたので、その写しも併せて配布しておきます。

本定例会の上程は、町長提出の案件が報告2件、議案は決算認定16件、条例等7件、補正予算8件、ほかに陳情1件、常任委員会報告などがあります。日程によりそれぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 皆さん、おはようございます。

それでは、新庁舎の議場では初となります、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

また、虎渡老人クラブの皆さまには、新庁舎で初めての議会を傍聴いただきまして、まことにありがとうございます。

本日招集の第103回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

まず、新型コロナウイルスワクチンの8月29日現在の接種状況についてご報告いたします。

当町の対象者16,423人のうち、1回目の接種を完了した方は11,652人で、接種率は70.95%、2回目の接種を完了した方は9,671人で、接種率は58.89%であります。また、65歳以上の方々の1回

目の接種率は88.42%となっております。優先的に接種を進めてまいりました高齢者層は高い接種率ですが、7月上旬の国からのワクチン配分の減少の影響から、40代以下ではまだ約半数の方々が未接種でありますので、広報なんぶちょうやツイッター等、町のSNSを活用しながら、ワクチンの有効性等を周知し、若年層の接種を推進してまいりたいと考えているところであります。

次に、町独自の新型コロナウイルスに関連する経済対策支援金の給付実績についてであります。まずは、農畜産業を除く全業種の売上が2割以上減少した事業者を対象とした「事業者持続化支援金」であります。7月29日の申請期限までに63の事業者から申請があり、8月6日までに1,255万8,000円の給付を完了したところであります。

次に、飛沫防止の亚克力板等の整備を対象とした「商工業者感染症対策備品購入等補助金」であります。8月20日現在で3つの事業者から26万2,000円の申請を受付けております。

次に、町の基幹産業である農畜産業の経営を安心して継続いただくことを目的に先行して給付する「農畜産業先行型持続化給付金」であります。7月30日の申請期限までに、1,108の農家や畜産農家から申請があり、お盆前の8月12日までに1億5,665万円の給付を完了したところであります。

次に、「大学生等を持つ親等への支援金」であります。8月5日の申請期限までに、324人の保護者から申請があり、8月20日までに2,094万円の給付を完了しております。

最後に、「国民健康保険税の減額」であります。2,919人の均等割額から2,646万円を減額済みであります。

今年度の支援事業も「今困っている人を、今すぐ支援する」という姿勢を継続し、昨年度同様、スピード感をもった給付に努めたことで「支援金のおかげで、農業を続ける励みになります。」などの声を頂戴したことは、少なからず町民の皆様に、安心をお届けできたのではないかと感じているところであります。

この後の実施を計画している町独自の経済対策事業である「特別プレミアム商品券発行事業」や、町外在住の学生等を対象とした「ふるさと南部からのエール便」につきましても、商工会等の関係各位と連携し、同様の姿勢で臨むとともに、感染の拡大が継続している現状を踏まえ、次に必要となる対策は何かを職員とともに考え実行していくことで、当町の着実な経済回復につなげてまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、8月2日の新庁舎での執務開始から、間もなく1カ月となります。開庁式に先立ち、職

員には「町民の皆様のために、新鮮な気持ちで、そして、感謝の気持ちを忘れずに、一丸となって、より良い行政サービスを提供して行こう」と、訓示したところであります。

これまで、分散されていた部署が集約されたことで、業務の効率化が図られた部分を、町民の皆様へのさらなるサービスの向上につなげていくため、訓示で話した新鮮な気持ちで、町民のために何をなすべきかを、私も含め、職員一人ひとりが考え、施策として提供できる組織を目指してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご指導、ご協力をお願いするものであります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告2件、令和2年度決算の認定16件、条例の制定等7件、令和3年度一般会計及び各特別会計の補正予算案が8件の、合わせて33件でございます。

順にご説明申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず初めに、報告第17号「青森県新産業都市建設事業団の決算報告について」であります。事業団の令和2年度決算状況について、決算書及び付属書類を添えて議会に報告させていただくものであります。

次に、報告第18号「令和2年度南部町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について」であります。健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、いずれも赤字額、資金不足額がなく、実質公債費比率も早期健全化基準を下回っていることから、監査委員からは是正改善を要する事項について「特に指摘すべき事項はない」との審査意見をいただいております。引き続き財政の健全化に努めてまいり所存であります。

次に、議案第66号から議案第81号までであります。令和2年度の各会計決算16件につきまして、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。各会計の詳細につきましては、会計管理者及び担当課長からご説明いたしますので、私からは一般会計決算の概要についてご説明申し上げます。

議案第66号「令和2年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について」であります。予算総額は、歳入歳出それぞれ169億6,564万9,000円で、これに対し収入済額は164億4,865万5,924円、支出済額は157億5,495万2,822円となりました。この結果、歳入歳出差引額は6億9,365万3,102円で、翌年度へ繰り越すべき財源2,655万4,000円を除いた実質収支額は6億6,709万9,102円であり、このうち、地方自治法の規定により財政調整基金に5億円、減債基金に6,000万円の、合わせて5億6,000万円を積立てしております。

監査委員からは「財務事務及び財産管理についても概ね適正に処理されているものと認められた」との総括意見をいただいておりますが、今後とも、町税や使用料等の自主財源を中心とした

歳入の確保対策に努めるとともに、歳出にあつては事務事業の合理化、効率化を図り、今後ますます複雑多様化する行政需要のほか、激甚化する災害や新型コロナウイルス感染症対策などの不測の事態にも即時に対応できる財政基盤を維持してまいり所存でありますので、議員各位のご指導、ご助言をよろしくお願いいたします。

なお、令和2年度の主要施策の成果につきましては、別冊で「行政報告書」としてお手元に配付しておりますので、決算審議のご参考にしていただきたいと思います。

次に、議案第82号「南部町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の制定について」であります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和3年4月1日に施行されたことに伴い、引き続き過疎対策を講じていくため、固定資産税の課税免除等を規定する、新たな条例を制定するものであります。

次に、議案第83号「南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。南部町医療センターに耳鼻咽喉科を開設するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第84号「南部町ドライフラワーセンター条例を廃止する条例の制定について」であります。ドライフラワーセンターでの業務を終了したことに伴い、条例を廃止するものであります。

次に、議案第85号「町道の路線認定について」及び議案第86号「町道の路線変更について」であります。主要地方道名川階上線道路改良事業の工事完了に伴い、移管される旧県道を公益性の観点から町道として管理することが望ましいことから、町道として新たに認定するとともに、既存路線2路線の起点部を変更することについて、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるとであります。

次に、議案第87号「三戸地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更及び三戸地区環境整備事務組合同規約の変更について」であります。ペットの火葬に関する事務を共同処理する事務とし、事務組合同規約を変更することについて、地方自治法の規定に基づき関係地方公共団体と協議する必要が生じたため、議会の議決を求めるとであります。

次に、議案第88号「南部町過疎地域持続的発展計画について」であります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、令和3年度から令和7年度までの南部町過疎地域持続的発展計画を定めるにあたり、議会の議決を求めるとであります。

次に、議案第89号「令和3年度南部町一般会計補正予算（第2号）」であります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として2,604万円を、また、町道の維持補修経費として

3,517万8,000円を計上するなど、歳入歳出予算の総額に1億961万円を追加し、予算の総額を107億3,501万9,000円とするものであります。

次に、議案第90号「令和3年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）」であります。人事異動に伴う人件費の減額として、歳入歳出予算の総額から267万4,000円を減額し、予算の総額を2億219万7,000円とするものであります。

次に、議案第91号「令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であります。一般被保険者医療費給付費等の納付金の減額など、歳入歳出予算の総額から591万5,000円を減額し、予算の総額を22億6,442万8,000円とするものであります。

次に、議案第92号「令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）」であります。令和2年度介護給付費、地域支援事業費、介護保険事業費の決算確定に伴う返還金の増など、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に4,022万5,000円を追加し、予算の総額を29億8,942万7,000円とするものであります。

次に、議案第93号「令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。人事異動に伴う人件費の増額など、歳入歳出予算の総額に29万6,000円を追加し、予算の総額を2億5,417万5,000円とするものであります。

次に、議案第94号「令和3年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）」であります。収益的収支においては、耳鼻咽喉科の開設に伴う給与費等の経費及び財源並びに新型コロナウイルスワクチン接種に伴う経費及び財源として、収益的収入及び支出予定額の総額に4,087万2,000円を追加し、収益的収入予定額及び収益的支出予定額の総額を11億8,787万2,000円とするものであります。

また、資本的収支においては、耳鼻咽喉科開設に伴う医療機器の購入に係る経費及び財源として、資本的収入予定額の総額に3,020万円を追加し、資本的収入予定額の総額を1億6,503万5,000円とし、資本的支出予定額の総額に3,020万円を追加し、資本的支出予定額の総額を2億1,243万6,000円とするものであります。

次に、議案第95号「令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。人事異動に伴う人件費の増額として、歳入歳出予算の総額に266万8,000円を追加し、予算の総額を4億2,216万8,000円とするほか、継続費の補正も行うものであります。

次に、議案第96号「令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」であります。下名久井地区農業集落排水処理場の設備修繕費を計上するなど、歳入歳出予算の総額に296万円を追加し、予算の総額を2億6,396万円とするほか、継続費の補正も行うものであります。

。以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何卒原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に「人権擁護委員の候補者の推薦について」の案件を、追加させていただく予定でおりますので、付け加えさせていただき、提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎報告第17号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第5、報告第17号「青森県新産業都市建設事業団の決算報告について」を議題とします。

本案については説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課課長補佐（藤嶋昭彦君） それでは、説明資料の1ページをお開き願います。

報告第17号「青森県新産業都市建設事業団の決算報告について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、事業団の令和2年度の決算状況について、地方自治法の規定に基づき報告するものでございます。

議案書に綴られている決算概要資料のほか、別冊として各事業会計の決算書、審査意見書などの多くの書類を配布しているところですが、この資料により説明させていただきます。

ページ中段の「○特定事業会計」は、それぞれの構成団体から委託され、土地の取得・造成・分譲の事業を行うもので、金矢工業用地のほか、表記載のとおり決算状況となっております。

特記事項としまして、桔梗野工業用地の翌年度繰越剰余金がプラス6,275円と、懸案となっております。資金不足が解消されております。

2つ目の「○特定事業以外の事業」の（1）一般管理会計は、事業団の管理運営を行っている会計で、南部町は負担金15万1,000円を支出しております。歳入歳出の決算額は、表記載のとおり

で、差引額は2,769万9,732円となっております。

下段の(2)一般事業会計は、造成が完了した工業用地の管理に係る事業を行っているもので、歳入歳出の決算額は、表記載のとおりで、差引額は3億5,717万8,926円となっております。

これらの決算に対し、監事からは、歳入歳出ともに正確で公正かつ適正に行われている。また、資金不足が解消され経営健全化が達成されたと認められる旨の意見書が提出されております。

説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第17号を終わります。

◎報告第18号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第6、報告第18号「令和2年度南部町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について」を議題とします。

本案については説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課課長補佐（藤嶋昭彦君） 説明資料の2ページをお開き願います。

報告第18号「令和2年度南部町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和2年度の健全化判断比率等について監査委員の意見を付して報告するものでございます。

「2 南部町の健全化判断比率」でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも黒字でありましたので「－」としております。実質公債費比率は7.5%となり、昨年より0.3ポイント改善しております。将来負担比率につきましては、将来負担額に対し充当可能財源が上回っていることから「－」としております。

「3 南部町公営企業の資金不足比率」でございますが、病院事業会計をはじめ、全ての公営企業会計において資金不足がないことから、いずれも「一」としております。

以上の健全化判断比率及び資金不足比率に対し、監査委員からはいずれも特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第18号を終わります。

◎議案第66号から議案第81号の上程、委員会付託

○議長（夏堀文孝君） お諮りします。日程第7、議案第66号から日程第22、議案第81号までの令和2年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案16件を、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。議案第66号から議案第81号までの議案16件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました議案第66号から議案第81号までの議案16件については、委員会条例第6条の規定による議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。議案第66号から議案第81号までの令和2年度南部町各会計決算認定についての議案16件については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を

設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

なお、決算特別委員会の委員長及び副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。委員長及び副委員長を互選するための決算特別委員会をこの席から口頭をもって招集します。本日、本会議終了後、この議場において決算特別委員会を開催いたしますので、ご了承願います。

◎陳情第2号の上程、委員会付託

○議長（夏堀文孝君） 日程第23、陳情第2号「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」を議題とします。

本日までに受理した陳情1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配布しました請願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

なお、8月31日、午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前10時31分)

令和3年8月31日（火曜日）

第103回南部町議会定例会会議録

（第2号）

第103回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年8月31日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

3番 久保利樹

1. 町長選挙に向けての自身の立候補の考えは

10番 中舘文雄

1. 町内の土砂災害特別警戒区域に指定されている現況と対策について
2. 通学路の安全管理の仕方と児童・生徒に対する指導について

1番 工藤愛

1. 男女共同参画社会基本計画の進捗について

4番 夏堀嘉一郎

1. 質の高い行政サービスについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	工藤愛君	2番	松本啓吾君
3番	久保利樹君	4番	夏堀嘉一郎君
5番	坂本典男君	6番	滝田勉君
7番	西野耕太郎君	8番	山田賢司君
9番	八木田憲司君	10番	中舘文雄君
11番	工藤正孝君	12番	夏堀文孝君
13番	沼畑俊一君	14番	根市勲君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	佐々木 俊昭 君
総務課 参事	久保田 敏彦 君	企画財政課課長補佐	藤 嶋 昭彦 君
交流推進課長	松原 浩紀 君	税 務 課 長	下井田 耕一 君
住民生活課長	石橋 一史 君	福祉介護課長	戸 室 正樹 君
健康子ども課長	野月 正治 君	農林課 参事	東野 成人 君
商工観光課長	北上 隆広 君	建 設 課 長	松 橋 悟 君
会計管理者	藤嶋 健悦 君	医療センター事務長	岩 間 雅之 君
市 場 長	馬場 均 君	教 育 長	高 橋 力也 君
学務課 参事	中村 貞雄 君	社会教育課参事	佐々木 高弘 君
農業委員会事務局長	夏堀 勝徳 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	館 崎 あつ子	班 長	小 林 京子
総 括 主 査	坂 本 裕 昭		

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第103回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時01分）

◎一般質問

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。また、通告外の質問は行わないようお願いします。

これより通告順に従って順次発言を許します。

3番、久保利樹君の質問を許します。久保利樹君。

（3番 久保利樹君 登壇）

○3番（久保利樹君） おはようございます。

本日は名川中学校の生徒の皆様が職場体験ということでご傍聴いただきまして、誠にありがとうございます。生徒の皆さんもご存じのとおり、8月2日に新庁舎が開庁いたしました。今回の103回定例会が、初めて議会として行われる、初の使用される審議となっております。本日は職場体験ということですが、私も農業を営んでおり、以前に生徒の受入れをしたことがあります。皆さんも議会を傍聴して様々なことを感じていただいて、また、行政職、いわゆる公務員でありますとか議員でありますとか、そういった職業にも興味を持っていただければ幸いです。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

第103回南部町議会定例会におきまして、一般質問の機会をいただき誠にありがとうございます。

す。また、8月2日に新庁舎が開庁し、今定例会より新しい議場にて審議が始まりました。その最初の一般質問の壇上に立ち、私も気を引き締めて早速質問に入らせていただきます。

6月に行われた第101回南部町議会定例会において、私からの一般質問で、来年2月に任期満了を迎える南部町長選挙に再度立候補の考えはあるか町長にお伺いいたしました。工藤町長の答弁は、町民の健康と命を守るためのワクチン接種に万全を期すこと、新型コロナウイルス対策による支援金による助成や地域経済の回復に努めること、また新庁舎の開庁、様々な目の前にある対策を優先され、自身の進退については明言されませんでした。9月定例会にはいずれかの判断をさせていただくとの答弁でありました。

約3か月経過し、ワクチン接種予約券も12歳以上の全対象者に配付し、接種率も上がってきております。新型コロナ対策支援金も、昨日の町長からの近況報告でありましたように、対象者、希望事業者への支給はほぼ完了しているようです。

お盆明けから、青森県南でも新型コロナウイルスの拡大が激増している状況であります。まだまだ終息が見えない状況ではあります。コロナウイルス対策だけではなく、工藤町長は様々な町単独事業をアイデアとその手腕で行ってまいりました。工藤町長にはこれからもまだまだ南部町を牽引していただきたく、ここに町民の代表として立候補を強く要請し、お伺いいたします。

次期町長選挙に自身の出馬判断をするとのことでしたが、どのような答えを出したかお伺いします。

町長、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） おはようございます。

それでは、久保利樹議員にお答えを申し上げます。

次期町長選挙に向けて自身の立候補の考えは、についてのご質問でありますけれども、3月定例議会には西野議員、6月定例議会には久保議員から、次期町長選挙に対して両議員から出馬への激励をいただいたわけでありましたが、その時点では、今はまずコロナ対策、そしてワクチン接種の対応に万全を期したいとお答えをしておりました。

現在、コロナ支援対策も実施し、11月にはプレミアム商品券（50%増し）を昨年と同じく3万セット販売する計画で議会の皆様からも予算の議決をいただいているところでございまして、万

全を期して商工会さんと準備を進めているところであります。

また、ワクチン接種につきましては、8月29日現在、全年代で1回目の接種を終えた方は70.95%、2回目の接種を終えた方は58.89%であります。うち65歳以上の方に限りですと、88.42%の方が接種済みであり、見通しがついてきました。

6月定例議会の久保議員のご質問には、コロナ支援対策、ワクチン接種の対応に専念し、9月定例議会にいずれかの判断をしたいと答弁しております。その後、同志の議員の皆さん、そして私の後援会の皆さんからも、次期町長選挙に出馬してほしいという大変心強いご要請、また激励をいただいたところであります。

7月15日、新聞で発表された街の住みこちランキングでは、南部町が初めて県内40市町村のトップテンに入りました。財政の健全化を保ち、これまで取り組んできたまちづくりの成果が表れているあかしでもあると思っております。

今回の久保議員のご質問に対しまして、私としては、コロナ支援対策、ワクチン接種状況に見通しが立ったこと、そして小中学校統廃合を令和5年4月の開校に向けて取り組んでいかなければならないこと、また南部地区の町営住宅の集中化整備を実現すること、また福地地区の若者定住促進を図る団地・宅地整備を実現すること、さらには子育て支援を強化することなど、様々な状況を考え熟慮した結果、初心に返り決意した限りは、同志の議員の皆様と、後援会の皆様と万全の態勢をもって決意した限りは当選させていただき、皆様と共にさらに前進する南部町を築いていきたいと考えております。

出馬表明の決意に当たりまして、後日、具体的な公約等については整理し発表したいと考えておりますので、ぜひとも議員各位の皆様方にもご支援を賜りますようお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。久保利樹君。

○3番（久保利樹君） 町長のほうから答弁いただきまして、誠にありがとうございます。

さらには、強い決意をもってこれからの南部町をさらによくしていきたい、また、先ほど内容では、これから目前には小中学校の統廃合、また団地の整備、町営住宅の整備等、様々南部町にはまだまだ行わなければならない課題も残っております。

今日は名川中学校の生徒さんもいらっしゃいますのでちょっと触れますけれども、町長が行ってきたこれまでの子育て支援、今日いらしている中学生の皆さんも医療費免除、給食費等免除、

様々な状況において子育てのしやすい環境、さらには、先ほど町長からまたさらなる子育て支援の強化ということで、また、南部町が先ほどは県内40市町村で10位ということでしたけれども、さらに上を目指していただいて、より住みやすい南部町をこれからも築いていってほしいなと思っております。

町長のほうから立候補の意思を確認して少し、少しといいますか安堵、安堵といいますか、さらには我々同志議員も一緒になって身を引き締めて、工藤町長とよりよい南部町づくりに協力してまいりたいと思います。まだまだ少し先の話ではありますが、町長にはご自愛いただいて、万全の態勢で選挙戦戦えるように我々同志議員も協力してまいりますので、どうかこれからもよろしくお願いいたしまして、私からの質問とさせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 答弁はいいですか。

これで久保利樹君の質問を終わります。

次に、10番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（10番 中舘文雄君 登壇）

○10番（中舘文雄君） おはようございます。

質問に入る前に、コロナ感染が終息の見通しが立たない厳しい社会情勢の中ですが、感染防止対策やワクチン接種業務に日夜頑張っておられる関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

第103回議会定例会が、新町誕生から課題でありました統合庁舎が完成し、新たなスタートとなったこの議場に立って、私は合併協議に参加した者の一人として感慨深いものがあります。議員として託された責務に全力で取り組む決意をするところでもあります。

私は、今定例会に臨むに当たり、全国的に豪雨により発生している自然災害の中でも、地滑りや土砂崩壊に起因する災害から命を守るために、町内の危険地域の現状と対策について、また、通学路における交通事故を防ぐため、町内の児童・生徒の通学路の現状と今後の対策について質問してまいります。

災害が発生しますと、報道等で、住民が危険箇所を指摘をし、改善を要望していたが、対策ができていなかった場所だったと報じられることがあります。

危険地域は、当町でも防災マップ等を作成し、町民に周知されております。私自身、マップを参考に住んでいる地域の指摘場所は現地に足を運んで確認しておりますが、現状は指摘されている下、または下流には住宅もある場所もあります。以前、我が地域でも地滑りにより建物1棟壊

れたことがありました。誰も予想しない災害が発生することもあり、対策は難しいかもしれませんが、町民が安心して生活するために対策は講じていかなければなりません。

土砂災害特別警戒区域は県の調査により指定されているわけですが、そこで、町内の土砂災害特別警戒区域に指定されている現況と対策について、次のことを質問いたします。

1点目は、指定箇所の中で、切土、盛土等、造成工事等を施工した場所と箇所数についてお尋ねいたします。

2点目は、現在までに対策を講じた場所と、今後予定されている対策についてお尋ねいたします。

3点目は、土石流が懸念される場所と確認の方法等について、県の担当者とのような協議が行われているのかお尋ねいたします。

本日は中学生の傍聴もありますが、次に、通学路の安全管理の仕方と児童・生徒に対する指導について質問いたします。

報道等で、通学路で事故に遭い命を落とす、または負傷するというニュースを見聞きいたします。運転手の過失が重要な要因だとは思いますが、通学路として利用している場所での事故は絶対防がなければならないと思います。

これまでも、通学路の改善または環境整備等の要望があり、担当する常任委員会に在籍していたときに現地調査や改善要請をした経緯はありましたが、令和5年4月には学校統合等により通学路の変更等が考えられますし、もちろん学校統合準備委員会等でもこの問題を検討されることと思いますが、現状と対策等について次のことを質問いたします。

1点目は、徒歩通学者の現状について、徒歩通学及び自転車通学等の現況についてお尋ねいたします。

2点目は、予定されている統合後の通学に対する対策について及び通学時の生徒指導についてお尋ねいたします。

3点目は、通学路の指定箇所と通学路に対する要望等に対しての取組についてお尋ねいたします。

以上、通告に従いまして質問してまいりました。町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中館文雄議員にお答えを申し上げます。

まず、町内の土砂災害特別警戒区域に指定されている現況と対策についてのご質問でございますが、青森県では、土砂災害防止法に基づく土砂災害が発生するおそれのある地形や地質などを調査する「基礎調査」を行っており、該当する区域を土砂災害警戒区域等に指定しております。

南部町の指定箇所数は、「急傾斜地」が96か所、「土石流」が66か所、「地滑り」が4か所で合計166か所となっております。うち、建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある土砂災害特別警戒区域に指定されているのが、「急傾斜地」が96か所全てで、「土石流」が半数の33か所、合計129か所となっております。

土砂災害警戒区域等指定箇所の中で、切土や盛土など造成工事等を施工した場所と箇所などですが、土砂災害警戒区域等の中で該当する場所は現時点では確認されておられません。

次に、現在までに対策を講じた場所と今後予定されている対策についてでございますが、該当する場所がないため、今後の予定等はございません。

次に、土石流が懸念される場所と確認の方法等ですが、昨年10月に毎戸配布した防災マップに、土砂災害警戒区域についてはイエローゾーンとして表示し、土砂災害特別警戒区域についてはレッドゾーンとして表示されており、町のホームページでも確認することができます。

土砂災害が発生する際には、異音や川の水が濁るなど何らかの前兆現象が起こることがあります。大雨によりふだんと異なる現象に気づきましたら、早急な情報提供のご協力と、周囲の方々に声をかけるなどして、いち早く安全な場所へ避難していただきますよう、広報紙などを通じましてさらに周知を図ってまいりたいと考えております。

現在、全国的に局地的集中豪雨が発生し、テレビ報道でも大きく取り上げられております。私どもも、馬淵川の水害被害、守るのと同じく、急傾斜地、土石流、そういう部分にもしっかりと注意を払って、住民の安全安心を県と共にまた確保していかねばならないと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、2点目の通学路の件につきましては、教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（夏堀文孝君） 教育長。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） 次に、私のほうから通学路の安全管理の仕方と児童・生徒に対する指導についてお答え申し上げます。

まず、徒歩通学者の現状についてのご質問であります。小学校では、福地小、徒歩35人、その他46人、福田小、徒歩133人、その他20人、杉沢小、徒歩22人、その他4人、剣吉小、徒歩70人、その他7人、名久井小、徒歩126人、その他29人、名川南小、徒歩1人、その他19人、向小、徒歩64人、その他5人、南部小、徒歩40人、その他29人であり、小学校全体では、徒歩は491人で全体の75.5%、その他は159人で全体の24.5%であり、バス及び自家用車で通学しております。

中学校では、福地中、徒歩95人、自転車21人、その他1人、杉沢中、徒歩14人、自転車0人、その他1人、名川中、徒歩46人、自転車22人、その他86人、南部中、徒歩25人、自転車16人、その他47人であり、中学校全体では、徒歩は180人で全体の48.1%、自転車は59人で全体の15.8%、その他は135人で全体の36.1%であり、バス及び自家用車で通学しております。

次に、予定されている統合後の通学に対する対策についてであります。現在、学校統合について、南部地区小学校、名川地区小学校、福地地区小学校と中学校の各統合準備委員会において通学を最重要事項と捉え協議を行っている段階ですが、通学的手段としてはコミュニティバスを運行したいと考えております。

昨年開かれました統廃合検討委員会では、各地区2路線のスクールバスがよいとの案が示されましたが、検討委員会からは、ルートから外れた児童・生徒はどうなるのか、またバス1台で足りるのかという声もありました。これらを踏まえ、統合準備委員会では路線を走るコミュニティバスを利用する案を示し検討しております。

コミュニティバスは町内をくまなく走っており、登校及び下校時間に合わせた運行とすることで、児童・生徒の通学には利便性があると考えております。しかしながら、バスの乗車人数やバス停の安全確保、一般乗客との兼ね合いなどの課題も示されましたので、今後解決に向けた協議を行ってまいります。

次に、通学路の指定箇所と通学路に対する要望等に対する取組についてであります。通学路については、一昨年、大阪北部地震で小学校のブロック塀が倒れ、登校中だった小学生が下敷きになって死亡する事故が起きたことから、町内での通学路危険箇所を調査し、小学校の場合には、通学路を保護者から聞き取りし、危険な場所等は避けるように指導をしております。中学校の場合は小学校のように保護者への指導はありませんが、危険箇所は避けるよう生徒を指導しております。特に自転車通学に関しては運転マナーを含めて指導を行っております。

通学に対する要望等については、要望があれば申し出ていただきたいと思いますと考えております。中で

も危険箇所については、以前に保護者よりいただいた情報がありますので生かしていきたいと考えております。

いずれにしましても、先日、千葉県で小学生の列にトラックが追突し、歩行していた小学生が亡くなるという痛ましい事故も起きておりますので、通学には児童・生徒の安全を第一に考え、皆様のご意見を伺いながら安全確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） 今答弁いただきまして、ありがとうございます。特に土砂災害について改めてちょっと質問いたします。

防災マップ、何年か前の資料に基づいて県から示されたものを防災マップとして作られているわけですが、私自身、過去のいろいろな体験から、一度、県の工事の土砂捨場として指定された場所が地元住民から危険だという要望があって、私は議員になったばかりだったんですが、県に、担当職員に現地に来てもらって、こういう状態であれば絶対これは土砂崩壊が起きると、何とか対策してもらいたいという要望を出して、関係課は資料がもし記録として残っているのであれば確認できると思いますけれども、一度県の工事として土砂捨場を強固な頑丈な工事をしてもらった経緯があります。

それからもう一つ、今よく問題になりますのは、流水による何年か前に浅水川で災害があって、生徒が亡くなるという事故があったのは皆さんも記憶があると思います。あれも後で確認してきましたら、その上流部が大規模な整備工事が行われたり、また、森林が大規模な森林伐採されて、俗に言う裸の山になっていたということがありました。

それから、町長が名川町町長として誕生した時期に合わせて、我が地区の石和地区でも大雨によって川の水が馬淵川ぐらいの広さになった時代がありました。それも調べてみたら、上流部が大規模な伐採工事が行われていたんです。木を切られて裸山になっていた。それが原因で浸透しないでそのまま来たという経緯があって、この前、鳥谷地区で太陽光パネルを張った、今、発電所が造成され、もう工事が完成しております。そのときも計画の説明があったときには、当初の計画は山を、沢を埋めて平らにしてやるという、絶対それは駄目だと。これは絶対土石流が起きるから、現状のままにパネルを張るのであれば何とかなるでしょうけれども、そうした造成した場合には、必ずその後のことまで考えた工事をしてもらわなきゃ、全額補償するという決意でや

ってもらわなきゃ困るということで、その工法はやめさせました。

実際に、今行ってみれば分かりますけれども、山の形状にパネルを張って、パネルを張る工事は相当苦勞したと思いますけれども、現状のままにパネルを張ってもらいたいということでやっていたので、ちょっと聞きたいんですけれども、マップ作成後に町内で例えば大規模な伐採工事をやった場所だとか、太陽光パネルを張って、造成したところにやっぱりできているところがあるんです。その辺のところの確認というのは、これは県でやるのか町の担当者がやるのか分かりませんが、その辺の確認はどういう方法でやられているのか。ここに一番危険な場所があるということを申し上げておきたいと思います。そのことについてはどういうふうに行っているかをまず1つ質問します。

それから、さっき町長の答弁の中にありましたように、そういうことに対していろいろな情報を交換しながらということですが、これは私はぜひですね、各地区地区のどういう伐採されてどういう状態になっているとか、そこに知らないうちに盛土があって危険な場所だという情報を得ているのは、町内の例えば町内会長とか行政員とか、そういう方と連絡が取れるような体制をつくっておくべきだと思います。現地からちゃんと情報が入るように、やっぱり担当課、町の担当者が出かけていくとなれば、町内広いわけですから全部に行くとなれば大変だと思います。ですから、これはぜひそういうことも考えてもらいたいと思いますけれども、その辺についての町の考えをお聞きしたいと思います。

まず先に2つ、防災のほうについて聞いておきます。

それから、通学路ですけれども、検討準備委員会等でもやると。さっき教育長の答弁で、コミュニティバスを使った統一した、バスの利用の場合はですね、そういう方法を取るということですが、これは、各地区、準備委員会が3つあると聞いていました。ですから、各地区の準備委員会で、例えばうちのほうは子供がバス停に待合場所も作ってもらいたいと、雨風防ぐために屋根のついたバス停を作ってもらいたいと要望がどこかの地域から出た場合に、それを認める方針でいくのか。その辺のですね、そこまで準備委員会で検討してもらって教育委員会で対策を考えていくのかどうか、そこをまず通学路についてはお聞きしたいと思います。まず最初にその質問を聞きます。

○議長（夏堀文孝君） 答弁は。総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） 中舘文雄議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、防災マップにつきましてですが、防災マップは何年か前のものということで、これは平成31年4月に土砂災害警戒区域を見直したものを反映しているものが現在のものでございます。この見直しにつきましては、約8年ぐらい前にやっております、それから最新がこの平成31年の見直しでございます。

そして、マップ作成後に土砂災害警戒区域等、それ以外でも盛土等をしたところをどのように確認しているかというようなご質問でございましたが、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、土砂災害警戒区域等につきましては、そのような場所については確認されてございません。ないというふうに判断しております。

しかし、土砂災害警戒区域ではなくてもその近辺というところ全域に広げますと当然盛土は多数ございますので、それは調査するのはなかなか難しいと思いますが、その付近という部分で考えますと、現在町で確認しているところでは、採石場として活用するために切土を実施しました斗賀地区、そして道路の建設事業等で残土処理した、先ほどおっしゃったところかと思いますが、鳥舌内地区、そして太陽光発電の設置に伴いまして伐採を実施した福田地区、この3か所を確認してございます。

その中で、今年の7月に静岡県熱海市で発生しました土石流災害を受けまして、県が7月に県が指定している土砂災害警戒区域等の上流等の盛土等について確認作業を行っております。その際に町としましては、念のために、その区域ではないんですけれども、近くである鳥舌内地区について県と調査を行っております。そのときの結果では、土石流に影響を及ぼす土砂災害警戒区域等ではないというふうな判断をいただいているところでございます。

しかし、当然今後も、情報提供も含めまして、もしそのような場所があるというような情報を受けましたら、そこは県のほうにも情報提供しながら随時確認していかなければならないことは当然だというふうに考えております。

また、連絡体制についてでございますが、議員おっしゃるとおり、我々なかなか、町内各所で何が起きているかを瞬時に判断するということは難しいと考えております。そこで、行政員の皆様には、災害時に何か起こりそうだというのの情報を提供していただくという方に任命してございます、行政員の方を自動的にですね。もし大雨等で何か危険な兆候があった場合は情報提供いただく。また、こちらでそのようなことが起こりそうな場合には行政員の方にまずは連絡する。そのような連絡体制を構築しているところでございます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 建設課長。

○建設課長（松橋悟君） 建設課のほうからは、土砂災害危険区域以外の場所なんかでも大規模な開発がされたところ、先ほど中館議員さんおっしゃった鳥舌内地区の太陽光パネル等のような場所なんですけど、そのような場所については、建設課のほうでは道路パトロールはもちろんしておりますが、地域からの情報などによりああいう現場あるんだということを常に頭に入れております。最近では、お盆前後、結構強い雨が降りましたがけれども、その際にも、太陽光を開発した地域から出てくる出水の状況とか見て、道路の状況を安全であることをまず確認しておりました。

いずれにしても町のパトロールだけでは情報をなかなか得ることができない箇所もありますので、行政員さんからの連絡、通報、行政員さんのほかに住民からの通報、それらにも耳を常に傾けて対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 教育長。

○教育長（高橋力也君） 中館議員から先ほど通学のバス停の広さとか、それから待合室とかのご質問がありましたので、それにお答えします。

現在、準備委員会は4つあります、小学校3地区と中学校1地区で。4つの準備委員会で今まで2回準備委員会を行いました。前回、7月に初めてこのコミュニティバスについて案を示しました。名川地区は5台のバスで10コース、福地地区が4台のバスで8コース、南部地区が3台のバスで6コース、6路線ですね。当然、そんなにいっぱいありますのでダブる面もあります。

先ほど答弁申し上げましたけれども、現在のところ、安全を第一に考えておまして、バス路線が安全かどうかを協議している最中でございます。バス停の広さとかもありますので、その辺委員の方々に調査して、委員会のところでも報告してもらおうというふうな段取りをしております。そういう話し合いをしている最中ですので、待合室とかは今のところは考えておりません。まず、路線が安全かどうか、バス停、待合、待っているところが安全かどうか、それを第一に今協議を続けているところです。

前回、7月に準備委員会を行いました。9月、もう一度そのバス路線について話し合う予定でしたが、この状況がありましたので今月はできなくて、来月以降に延びると思いますが、

路線についてもやはり先ほど申しました安全が第一ですので、1回や2回の会議では決定できないと思いますので、皆様からいろんなご意見を伺いながら通学バスについて協議していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問ありませんか。中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） 最後の質問でありますけれども、さっき言った災害に対してですけれども、特に私は、特別警戒区域はないということですから、緊急に今すぐ対策を受けるということは考えられないんですけれども、ただ、どうしてもここはやっぱり危険だと思うところがあれば、それに対する各場所ごとの行政としての対策、ここはこうするという案というのは、なぜ私はこれを申し上げるかという、今、国でも災害に対する予算措置、来年度から強力で重点追加項目としてやろうということが検討され始めました。ですから、町としてここはどうしても必要だという場所はもう事前に準備しておいて、ここを県のほうを通じて国にも分かるような、そういうものをやっぱりつくっておく必要があるだろうと思います。

ですから、その場所ごとの対策案というのをぜひそれぞれの場所で作っておく必要があるだろうと思いますので、青写真で結構ですけれども、ここについてはこういう形で対策を、予算措置が、国の補助金があるときはもうここはやるんだという案を事前に担当者のほうで作っておく必要があると思いますけれども、そのことについての考え方をお聞きします。

それからもう一つは、よく発生してから大騒ぎになっていますけれども、発生した場合のその後の対策、これは各自治体でいろんなのをやっています。建設業界にもそういう体制、どこの地区が災害があった場合にはこの業者がまとめるという体系づくりというのをやっている自治体もあります。

ですから、もちろん町でもそれなりの体制は、体系づくりの組織図はあるのかもしれませんが、その辺はやっぱりはっきり町民に分かるような、ここでこういう災害があったときにはこういう体制でここが復旧工事に当たるというような案というのを、町民に分かるような案をつくっておく必要があるだろうと思いますし、また、さっき言った災害場所についても、やっぱりそこに関係する住民には何らかの形で町内会の、今はなかなか総会も開けない状態になっていますけれども、町内会だとかそういう会合があるときには、担当者が出向いてこの地区のこの場所はこういう危険があるということをつからせる、そういう仕事といたしますか、ことも考えるべき

ではないかと思えますけれども、その辺についてももう1回質問いたします。

それから、通学路は、今教育長のほうからこれからだということですから、なると思えますけれども、以前、南小学校が、バス停が危険だということで、校内にバスが乗り入れる、そこで乗り降りするという対策を講じたこともあります。ですから、これは今後ぜひ委員会等で検討してもらいたいんですが、さっき教育長言われたように安全というのが第一と。私もそのとおりだと思いますので、そうしたことも併せて委員会の方々に検討してもらって、ぜひ子供が通学のときに事故に遭うことのないように、その辺についての考え方をもう一度お聞きします。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） それでは、まず最初に、危険だと思う場所について、ここはどうするかということについて事前に準備しておくことが必要ではないかというご提案でございましたが、現在、町の防災計画を見直す作業にちょうど取りかかったところでございます。防災計画を見直す際には防災会議というところに諮って見直すわけでございますので、その中で議員のご提案も含めてお話をしまして、防災計画の見直しに活かしてまいりたいと考えております。

また、発生したときの対策、体系づくりについて、平時のときから取っておいたほうがよろしいというご提案でございました。現在は、業者の方々には災害時の協力ということでお願いしている部分は現在既にごございます。ただ、個別の、どこの災害が、どこが起こったときにどの業者がというふうな、例えば除雪のような形の枠組みをつくっているわけではございません。まず、そのようなものが需要かどうかも含めまして、これも防災計画の見直しの中で一緒にまたお話を提案してみたいと考えております。

最後の、町民の方々に分かるように、もし何か危険な場所があるのであれば会合などのところに出向いて説明するべきだということで、これはもうおっしゃるとおりだと思っています。機会を見つけましてぜひそのようなお話をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 教育長。

○教育長（高橋力也君） 先ほど中館議員から校内でバス発着のご意見をいただきました。実は

このことにつきまして準備委員会でも話が出ております。近くていいだろうという、ほかの学校の例も出て、それがいいんじゃないかというような話も出ています。

先ほど申しましたように、路線が第一ですので、路線について今話し合っているところで、校内にバス停を置くとか、次の段階、乗車指導、路線じゃなくて乗車指導になりますので、これはまた後になってきますけれども、準備委員会の中ではこの話も出まして、先ほど申しましたようにバスが3台とか5台連なる場合もあって、それが校内に連なっていいのか、かえって危険ではないかという話も出ております。そして、バスが何台も並びますと、小学校1年生、例えばバスを利用するとき、どれに乗ったらいいか分からなくなるんじゃないかというような話も出ておりましたので、このことについても今後、路線が決まりましたら次はバス停、安全ですので、安全な乗車降車ができるように話し合っていきたいと今は考えているところであります。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩します。

(午前10時49分)

.....

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時05分)

.....

○議長（夏堀文孝君） 一般質問を続けます。

1番、工藤愛君の質問を許します。工藤愛君。

(1番 工藤愛君 登壇)

○1番（工藤愛君） 質問の前に、まずこの新しい庁舎の議場の中で登壇できることに喜びを感じております。新庁舎ではエレベーター、また多目的トイレもたくさん整備され、この議場にも、車椅子、そしてベビーカー、妊婦の方も気軽に来ることができる設備が整っています。これからますます町民にとって利用しやすい場所となるでしょう。私は南部町に住み始めて9年目になります。南部町にはすごいな、さすがだなと思うことがたくさんありますが、それがまた1つ増え

たという思いでおります。

それでは、質問に入らせていただきます。

さて、私は、今定例会において、男女共同参画社会基本計画の進捗についてお伺いいたします。

国の男女共同参画社会基本計画は、平成11年に基本法が策定されて以来、20年以上が経過しました。本町でも平成21年に第1次計画、平成31年からは第2次計画が策定されています。そして、本年は次に挙げる2つの出来事によってより注目を集めました。

1つはオリンピック・パラリンピックの開催です。多様性と調和が掲げられています。多様性と調和とは、「あらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで社会は進歩」するというものです。目指しているのは、偏見や差別のない「生きやすい社会」の実現です。

そして、2つ目はジェンダーギャップ指数の結果です。各国における男女格差をはかっています。令和3年3月に世界経済フォーラムが公表したランキングでは、日本が156か国中120位という結果でした。特に低いのは政治分野と経済分野です。このことは、政治の方針、仕事の方針を決める大切な意思決定の場から、まだまだ女性が排除されているという現状を浮き彫りにしました。

そもそもなぜ女性活躍が必要なのでしょう。次のような反論があります。「十分活躍しているじゃないか」、女性自身からも「昇進したいと思いません」「主婦を否定しないでください」「産んで、働いて、活躍しろなんて、無理なこと言わないでください」という声です。

私の主張は、女性に家の外で働くことを強要していません。選択肢があるかないかの問題なのです。働きたいのに制約がある、特に育児や介護のために就労できない、残業できない。その結果、収入が少ない、重要なポストに就けない。このような現状をこのままにしてよろしいのでしょうか。女性の活躍は一つの象徴だと思っています。制約のある人が活躍できるということは、何らかの障がいを持つ方を含め、誰もが活躍できる社会が実現されます。そのためには社会のほうが変わらなくてはいけない時期なのです。

人口減少社会の中で当町が最も暮らしやすい町となる、その一つの答えが、女性が活躍できる社会だと考えています。家事や育児、介護という大事業。これらがプライベートな問題として軽んじられている現状を変えたいのです。どうやったらお互いが生きやすくなるのか、まずは発言する機会を与えてほしい。このように願っています。

以上のことから、次の質問をいたします。

男女共同参画社会の実現には、時間外労働の是正が欠かせないと考えています。第90回定例会において「女性が活躍する地域づくり」について質問しましたが、その後、進展や計画の見直し

はあったのでしょうか。今後も南部町が諸地域の先頭に立って取り組んでいただくことを期待し、第2次男女共同参画社会基本計画3年目の進捗状況について、3つの点から伺います。

1つ目、前回質問の要旨であった女性の管理職登用について進展はあるのでしょうか。

2つ目、時間外労働の実態について男女差はあるのでしょうか。また、過去3年間について管理職の時間外労働実績をお示してください。

3つ目、計画の基本目標ⅠからⅣの進捗状況と重点課題をお示してください。

以上の点について町長並びに関係各位の答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤愛議員にお答えを申し上げます。

その前に、先般、三戸地区男女共同参画推進女性リーダーの方々と私と、町長と語る会、愛議員さんからもご参加をいただきましてありがとうございました。それぞれ他町村、また他県から嫁がれた方々、工藤愛議員さんもそうですけれども、いろいろなご意見もいただきましたし、参考にさせていただきました。今後もいろいろなご意見を参考にしながら、男女共同参画、これが円滑に進められていくように取り組んでいきたいと思っております。

それでは、ご質問の男女共同参画社会基本計画の進捗についてであります。令和10年度までの10年間を計画期間として、平成30年度に策定した「第2次南部町男女共同参画基本計画」では、「人権の尊重と男女共同参画を目指して」の基本理念に基づいて、4つの基本目標と9つの基本施策を掲げて各種事業を推進しているところであります。

まず、当町における女性管理職登用についてであります。前回ご質問いただきました第90回定例会当時、令和元年度における女性管理職は1人、管理職に占める割合といたしましては5.9%でありました。また、令和2年度はゼロ人、令和3年度は1人であり、割合としては5.9%であります。

前回のご質問において「ぜひ、課長にもっと登用して、男女共同参画の先陣を切っていただきたい」との期待の言葉をいただいております。職員の男女比も、課長級の年代では女性は1割に満たないものの、全体では3割程度にまで増えております。一足飛びにはいきませんが、今後も、能力を見極めた上で、男女の区別なく管理職として登用してまいりたいと考えているところでございます。

管理職の場合、全てが補佐級から課長職に上がるということではなくて、やはり評価も行ってあります。そういう部分も踏まえて、そういう形だけではない登用の仕方ということも今までも取り組んでもあります。ただ、公務員という中で一般的に課長補佐級が、現在女性職員がどのぐらい占めているかという部分も踏まえて、将来の管理職の登用を考えていかなければならないわけですが、今までと違って、女性職員の補佐級、また主幹、補佐級と同じ立場でございませうけれども、そういう方々が増えておりますので、数年しますと今よりは女性の管理職が増えてくるということも十分考えられることとございます。

次に、時間外労働の実態について男女差はあるのか及び過去3年間について管理職の時間外労働実績についてであります。平成30年度における職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は22.1時間であり、男女別では、男性職員が22.8時間、女性職員が20.9時間でありました。また、翌年の令和元年度では、職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は20.7時間であり、男女別では、男性職員が22.4時間、女性職員が17.8時間でありました。また、昨年の令和2年度では、職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は17.0時間であり、男女別では、男性職員が18.0時間、女性職員が15.4時間と、過去3年間の比率では男性職員の時間外勤務がやや多い状況となっております。

また、過去3年間の管理職の時間外労働実績についてであります。平成30年度の管理職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は3.7時間でありました。同じく、令和元年度は4.0時間、令和2年度は3.1時間でありました。

この数字からしましても、職員、また管理職、年々時間外勤務が減少している状況でございます。また、新庁舎ができましたので、今までの分庁舎からの移動時間等々、こういう部分がかなり時間的には短縮することができるわけとございますので、何か災害、そういう突発的なことが起こらなければ、通常勤務の中においてももう少し若干減っていけるのかなと思っております。

当町では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定に基づき、令和3年3月12日に策定した「第二次南部町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」におきまして、時間外勤務が慣習となっている業務の見直しを行うなどの取組により、仕事と家庭の両立に向けた職場環境づくりを推進することとしております。

現在は、庁舎も統合され、決裁等に係る、先ほど申し上げましたが、移動時間の短縮など、効率が上がった部分もありますので、さらに業務の効率化を図りながら、男性職員、女性職員の分け隔てなく、全職員が活躍できる職場を目指してまいりたいと考えております。

また、参考に、毎週水曜日は定時退庁に努めるようにという曜日となっておりますし、毎月22日

は鍋の日、ノー残業デーというふうに取り組をしているところでもあります。

次に、基本計画ⅠからⅣの進捗状況と重点課題であります。1つ目の「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」では、社会における固定的な性別役割分担意識の解消や男性と女性との対等な参画による地域活動の促進、男女平等の視点に立った学校教育や生涯学習の推進のため、女性のリーダー養成や農家民泊、国際交流活動などに取り組んでおりますが、男女がお互いに尊重し、共に分かち合えることの大切さを理解し合える意識改革への気運の醸成が課題となっております。

2つ目の「女性の活躍推進に向けた環境整備」では、政策などの立案・決定過程への女性の参画促進や事業所等における女性登用の促進、男性の家事・育児・介護への参画促進などのため、審議会等への女性委員の登用促進や農業家族協定の締結の推進を行っておりますが、さらに、男性、女性それぞれの意識改革を図る必要があります。

3つ目の「安心・安全に暮らせる環境づくり」では、健康づくり支援や相談体制の充実、高齢者や障がい者、ひとり親家庭への経済的支援などのため、特定健診、がん検診などの健康づくり支援や家族介護の支援、医療費の助成などを行っており、住民の負担軽減を図っているところでもあります。

4つ目の「あらゆる暴力の根絶と人権の尊重」では、暴力を許さない社会意識の醸成や被害者支援、人権擁護活動の充実のため、広報紙やホームページを通じた啓発活動や警察等の関係機関と連携し、迅速に対応するための体制を整備することが急務となっております。

男女共同参画は一、二年の短期間で目標を達成できるものではございませんが、今後とも、粘り強く積極的に推進するため、関係各課が情報や知識を共有し、総合的・効果的に取り組む必要があります。組織強化と機能充実に努めてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、男女の人権が尊重され、女性も男性も自らの個性を発揮して、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受できる社会の実現を目指してまいりたいと思っております。

また、職場の関係におきましては、先ほども時間外、男性、女性、大きな違いはございません。そういう中において、若干女性職員のほうが少ないんですが、職場の環境とすれば役場職員、環境はいいほうではないのかなと思っております。ある程度自分なりの仕事の内容を、1週間のスケジュール、1か月のスケジュール、1か月何の月が忙しい、そういう部分がある程度自分なりにスケジュールを計算できる環境でございますので、そういう部分で男女ともにそれぞれの能力を発揮できる環境づくりにさらに取り組んでいかなければならないと思っております。

また、女性の活躍、職員に限らず町全体で見ますと、先般の町長と語る会でも申し上げました。女性の元気のいいまちは、必ずそのまちは元気だ。私はまさにそのとおりでと思っています。いかに女性の活躍するきっかけ、そういう部分を我々行政もどのようにして見いだしていくか、このことが非常に大事なことだと思っていますので、先ほども若干申し上げました。各種委員を選考する場合に、当然、3町村合併しておりますので、それぞれの地区の方々をある程度均等になるように考えながら、そしてまた女性の委員の数、そういう部分も意識して、担当職員のほうには各種委員の選択に関しては十分配慮してほしいというふうに指示しているところでございます。

これからもより一層女性が活躍する時代になると思いますので、工藤愛議員の趣旨、私どもも分かっております。そしてまた、最近若い、今はコロナでほとんど職員との会話になりますけれども、結婚した男性職員の話聞いておきますと、私の時代とはもう全く違いまして、家事も行っている、洗濯も行っている、子育て、そういうのも一緒にやっている、そういう若い男性が増えてきております。そういう部分では、昔からの日本古来の男性社会時代といえますか、そういう部分からは若干女性の時代、まだ5割・5割というわけにはいかないかもしれませんが、そういう形に近づきつつある社会にもなっているのではないかなと思っていますので、これから私どもも十分そういう部分をきっちり意識しながら取組をしまいたいと思っていますので、また、工藤愛議員さんからもいろいろな角度からまたご助言、ご指導をいただければなと思っています。

再質問等について具体的な部分がありましたら、また担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。工藤愛君。

○1番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

いつも町長おっしゃっていますが、とても女性活躍に関しては前向きで、応援してくださっている、こういうのを強く感じています。私も今は議員1人、女性1人ですけれども、居心地が悪いと感じることはそんなにありませんし、ただやはり、政府の掲げている目標、世界的にも30%達成しようという目標に対してはまだまだ道のりが長いなと思っています。

第90回の質問のときにも、南部町の管理職の割合の目標値ですね、12%というふうに伺ってありました。ただいまご答弁の中で1人だと、5.9%ですと。そうすると目標を達成するためには

少なくとも3名以上が管理職に就かなくてはいけないということを考えますと、数値が全てではありませんが、やはり目標と立てたからにはどうしたら達成できるのか。女性に今までの仕事をできるかできないかで判断させるのではなくて、できるようにするにはどういう環境があればできるのかということと一緒に考えていってほしいなというふうに願っています。

それでは、再質問、いくつかお願いいたします。

時間外労働について数値でご答弁がありました。少しずつですが、時間外労働そのものが男女ともに減ってきているという現状もお聞きでき、大変うれしく思っています。ただ、前回の質問で女性の時間外労働を、同じことを聞いているんですけども、このときには月平均5.3時間というふうにご答弁があったというふうに受け止めております。今回は20.いくつ、低くなっても17.いくつという数値になっているのは、これはどういった違いからなのか教えてください。

また、時間外労働の時間数はご答弁ありましたけれども、そもそも役場の所定労働時間というのは何時間になっているのか教えていただければと思います。

次に、意識改革についてです。

前回のご答弁でも、女性でも若者でも最近では管理職を望まないという傾向があると。私もそれは非常に感じています。家庭重視の傾向と申しますか、家庭が充実していれば仕事にはそこまで達成感を求めないよという人も多いのは感じてはおります。

ただ、家庭の重要性、このことには、女性が管理職の研修を受けるとともに、男性側にもやはり意識改革の研修というのが必要だと思っています。役場の職員向け、または町民向けであっても、男性が対象の研修会というのは開催されていたのでしょうか。コロナ禍もありますので最近では難しいかと思うんですけども、近年で開催された実績がありましたらお知らせください。

それから、男性の育休についてですけども、私も役場の職員とやり取りする中で、1か月間育休ですという方がですね、お聞きする機会がありまして、それもとてもいいことだなというふうに思っています。実際増えてきていると思いますが、男性の育休取得の実績をお知らせいただければと思います。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課参事（久保田敏彦君） それでは、まず最初に女性の時間外労働について、前回は5.3時間というお話だったということで、ちょっと私そのときの数字を記憶しておりませんので申し訳

ございませんが、今現在の20.9時間というその時間のことについてご説明いたします。

いわゆる時間外勤務として一般的に捉えるのは、時間外命令簿というものを出して課長が承認したものということでこれまでは捉えておりました。しかし、様々サービス残業といいますか、黙って残っているという方々もいらっしゃるので、今回は、その紙を出す出さないにかかわらず、いわゆるタイムカードで残っていた時間ということで集計しておりましたので、もしかすると前回のご答弁とは違っているかもしれませんが、現在は時間外という申請ではなくてタイムカードで集計したということでご理解いただきたいと思います。

所定労働時間ですが、1日7時間45分でございます。週に直すと、ちょっと今計算できないんですが、1日7時間45分ということになってございます。

また、男性の育休の実績でございますが、令和2年度の育休の取得者でございますが、1名だけでございます。

以上でございます。

もう一つありました。あと研修でしたね。意識改革の研修をやっているのかということですが、議員先ほどおっしゃったとおり、去年につきましては全く町独自の研修というのはやっておりません。これまでも、そのみに特化した町独自の研修というのはやってございませんが、ダイバーシティ研修ですね、そのような形でいろんな格差を、いろんなものを取り除くという研修は県単位でやってございまして、それには職員の希望者が参加しているという状況でございます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問はありませんか。工藤愛君。

○1番（工藤愛君） 総務課長のご答弁、ありがとうございます。時間外の時数につきましては、所定の用紙よりもやはりタイムカードのほうがより正確なのかなというふうに考えますので、正確な数字を聞けたということがよかったかなと思います。

ただ、恐らく管理職の皆さんはそれ以上に残業することもあるのかなと正直思うんですけども、残業するということはやはり庁舎の設備を使うと。公務員である以上は町税を使って設備を開けなければいけないんだ、そういうこともどこか頭に入れていただいて時間外労働の削減というところには取り組んでいただきたい。言うなれば社会が発展していくと要望もどんどん増えていくわけですけども、増えたものに対してやはり削除するものも必要だと思うので、何でもかんでもやればよいというのではなくて、何をやめたらいいかということもぜひご検討いただければ

ばと思います。

では、最後の再質問です。

人権擁護の取組に関してですが、男女共同参画の観点からするとDVなどが対象になることが多いです。しかし、実際にはなかなか本人たちから訴えることがないという特性も持っています。町では人権擁護委員の方が任命されまして、町内放送でもあしたは人権相談日ですからぜひ来てくださいというふうに呼びかけが行われていますが、実際に相談に来られる方というのはいらっしゃるのでしょうか。

また、DVに関しての相談というものはあるのでしょうか。もしなければ、やはり担当課、特に今であれば健康こども課になるのかと思うんですけども、そちらの担当部署の方、あとは保健師さんがやはりハイリスクの方には訪問して聞き取るというのを強化していただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石橋一史君） ただいまのご質問であります。人権相談の内容につきましては担当の住民生活課のほうに相談内容という報告はございませんので、内容は把握しておりません。こちらは法務局からそのようなことで公表ということにはなってございませんので、内容についてはこちらでも存じ上げておりません。

以上になります。

○議長（夏堀文孝君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野月正治君） 人権擁護とはちょっと違うかもしれませんが、心の健康相談というのを定期的に行っておりまして、令和2年度は2回行いまして相談者が7名ございました。対応についてですが、専門医の受診勧奨へ1名行っております。経過観察のほうは1名という状況でございます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 答弁は以上ですか。

これで工藤愛君の質問を終わります。

一般質問を続けます。

次に、4番、夏堀嘉一郎君の質問を許します。夏堀嘉一郎君。

(4番 夏堀嘉一郎君 登壇)

○4番(夏堀嘉一郎君) 本日最後の質問となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

質の高い行政サービスについてであります。

「質の高い行政サービスを提供できる高齢者から子どもまで誰でも安心して集うまちづくりの拠点」という基本理念の下、先般、統合庁舎が完成されましたが、その「質の高い行政サービス」について質問いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第82回定例会において、私は「議場内カメラの必要性と可能性について」というテーマで一般質問をいたしました。議場内カメラを設置して、議会定例会などに関心を持っている町民や、役場職員に対しての勉強の場を設けることが必要だという趣旨の内容でした。また、その議場内カメラを設置して全町民が議会定例会を見られるようにするためにインターネット環境の整備が必要であるとし、その環境の整備が整えば、防災や企業誘致、農業分野の振興というところにも効果や期待ができるという質問をいたしました。

そこで、私は今回、三戸郡内の自治体の定例会中継などの現状を調査してみましたが、ケーブルテレビが配備されている五戸町と田子町はそれを活用し町民へ配信しており、三戸町はインターネットを活用して町民が議会定例会などの様子を閲覧することができるようにシステムを組んでいることが分かりました。階上町と新郷村は現状そのようなシステムは組んでいないようです。

その調査中にある町の行政の担当者取材をしたところ、議会定例会などを中継して町(行政)の声を直接伝えたことにより、町民からの問合せが多くなったようで、町政を運営する上で貴重なご意見となり、時には発想の起点となったりすることもあるようです。また、そういう行政活動を含めて今後ICTをさらに進めていくことが、町の防災などにも生かされていくものと捉えているということもおっしゃってございました。

実際のところ、総務省では、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためにはICTの徹底的な活用が必要とし、社会の様々な分野(農林水産業、地方創生、観光、医療、教育、防災、サイバーセキュリティ等)で展開していくことを提言しています。

この総務省が提言するICTの活用で、質の高い行政サービスにするための上記のテーマ一つ

一つを行政側と議会側がしっかりと議論をし、その議論の様子をICT（インターネット）などで町民にお伝えすることができれば、当町のより質の高い行政サービスが期待されると考えますが、いかがでしょうか。

それが可能となれば、先述の町のように議会定例会などの中継を見た町民からの問合せが増え、その町民の声を基にして行政が動き、行政側と議会側が質の高い議論を交わしてよりよいものにする。そして、その結果、質の高い行政サービスを町民へお届けすることができる。当町の基本理念にはこの好循環を確立させることが非常に重要なことと考えています。

そしてまた、「高齢者から子どもまで誰でも安心して集うまちづくりの拠点」という基本理念についても、ICT（インターネット環境）が整えば、昨今利活用が注目されているドローンなどを使用して災害時の際にはその災害現場の生中継を放映することが可能になり、注意喚起を促して町民の安全安心に対する効果も生まれます。

さらには、企業誘致などの際もICT環境の整備が原則とされていますし、当町の基幹産業でもある農業の分野においても現在はそれが必要とされています。

昨今の気が抜けないコロナ禍においても、確実に増え続けている感染者を目の当たりにし、この議会定例会すらもICTを活用した対策が目前に控えていると私は実感しています。中止のない議会定例会を遂行させるための手段として、リモート会議を活用させることが必要になると考えますし、その会議をするためのシステム（ICT環境）を構築させることによって町民への配信も可能になり、先述と同様に好循環が生まれて質の高い行政サービスにつながるものと私は考えます。

まとめになります。町長の基本理念である質の高い行政サービスを町民へ提供するためにも、設置してある議場内カメラを活用し、行政側と議員側の議論を伝えることが必要であると考えますが、町としての見識を伺います。

また、当町と同規模の近隣自治体では、議会中継を行い、町民の声を拾う日常の活動だけではなく、インターネット等を活用して町民へ声を届ける行政サービスをしています。このことについて当町の見識を伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀嘉一郎議員にお答え申し上げます。

質の高い行政サービスにつきましては、町民の皆さんへの情報提供は当然のことであり、町民の皆さんが何を求めているのかを常に考え、また、コロナが収束すれば、従来どおり町民とのキャッチボール対話を通じていろいろなご意見を伺いながら政策に反映してまいりたいと考えておりますし、その気持ちは、町長就任以来、全く変わるものではございません。

その手法につきましては様々なお考えがあると思いますが、議会中継を行うことに関しまして、平成30年9月の第82回定例会においても夏堀嘉一郎議員から同様のご質問があり、議会、議場に関することでもありますので、しっかりとまずは議員の皆さんとも協議していただきたいとお答えしております。それにつきまして夏堀嘉一郎議員からは、「早速、議会に提案したい」との発言がありました。議事録も確認してございます。その後、3年経過いたしました。議会にはまず提案されたのでしょうか。私は、この件については行政側と議会側としっかり協議して決めていくことが大事であると思っております。

私どもとしては、議会中継をすることに何ら支障はないと考えております。

また、行政側と議会側の議論を伝えることが必要であるのご意見ですが、理事者側の考えと質問議員の考えを分かりやすく具体的に議論するためには、反問権を設けることによって、お互いがさらに勉強しなければなりませんし、お互い成長していくのではないのでしょうか。そのほうが一層町民の皆様には分かりやすいのではないかと考えております。

ただ、この点につきましても議員の皆さんとの相談をして決めていくものだと思っております。あくまでも議場に関する中継放送、放映でございますから、当然議長はじめ議員の皆さんと話し合っ、そしてそれをまた行政側と話し合っていくというのが一般的な流れではないでしょうか。

議員からは早速議会に提案したいということをおっしゃっておりますので、最後に、できれば再質問の際に82回定例会以降に議会に提案されたのかどうか教えていただければ、それに伴って答弁をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 質問ありませんか。夏堀嘉一郎君。

○4番（夏堀嘉一郎君） 再質問でございます。

総務省では、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためにはICTの徹底的な活用が必要であるというふうなことを提言されておりますけれども、そのことについて考えをお伺

いいいたしたいと思います。

○議長（夏堀文孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 残念でしたが、私からも少し確認をさせていただきたかったわけですが、そこには何も触れておりませんでした。やはり我々理事者側も議員の皆様も、それぞれが責任を持って発言をし、責任を持ってお互いが取り組んでいく、このことが私は町民の信頼につながっていくものだと思っております。繰り返しになりますけれども、議場に関することですから、これは、我々、私が勝手に放映します、こういう問題ではないと思っております。議員の皆さんと、当然議長と相談をして、やはり中継をしましょうという形になれば、何ら私どもも、行政側も支障はない、そう思っておりますので、まずは嘉一郎議員にもしっかりと議員の皆様とも協議する、そういう行動をしていただきたいと思います。

また、総務省が進めているデジタル化でございますけれども、これはもう間違いなくこれから本格的に立ち上げをして、それぞれの自治体にデジタル化の推進事業がさらに進んでいくものと思っておりますので、我々行政、地方自治体としても遅れのないように情報をしっかりと得ながら、そして地方自治体、大きい都市とは若干異なるやり方になるかもしれませんが、遅れないように取り組んでいかなければならないと思っております。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問。夏堀嘉一郎君。

○4番（夏堀嘉一郎君） 先ほど回答の中でキャッチボール対話というものがありました。前からよく耳にしたんですけれども、また町民にもそれについて聞かれることが最近多くなってきているんですが、それは質の高い行政サービスと関わりがあるのでしょうか。関わりがないのであれば回答は結構でございますけれども、関わりがあるのであれば、誰が誰とどこで何を対話するのか、どのような手法でボールが行ったり来たりするのか、どういう動きなのかお伺いしたいと思います。

○議長（夏堀文孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 様々な取組があると思っておりますけれども、私は従来からキャッチボール対

話と。これは、常に現地に行き住民の皆さんとしっかり会話をする、対話をする、それが間違いなくまちづくりにも反映されてきているわけですし、我々行政の考え、また私自身の考え、また町民の皆さんが何を望んでいるのか、こういうことを様々な会合等に出席をするようにしております。今はコロナ禍で会合がないものですから休みがある程度取れていますけれども、コロナ禍前はほとんど年間365日、1週間、正月、お盆入れて休みがあるかないか、そういうふうにとにかく町民の皆さんと会話をする。私だけが一方的に言うのではない。また、聞く立場になり、そして町の方針を伝える。これが私の言うキャッチボール対話でございます。これは全ての町民の皆さんと会う機会というのは無理かもしれませんが、様々な会合においては遅れてでも行く、そういう姿勢で今日まで来ております。そういう声をしっかりと拾っていくことが私は大事なことだと思っております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） これで夏堀嘉一郎君の質問を終わります。

先ほど町長の答弁の中で反問権の話がございましたけれども、現在、この議会では反問権は認められておりませんので、それは議会改革推進特別委員会、また議会運営委員会のほうでしっかりと議論していただきたい、その結果をまた出していただければと思います。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、9月6日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前11時55分）

令和3年9月6日（月曜日）

第103回南部町議会定例会会議録

（第3号）

第103回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和3年9月6日（月）午前10時開議

- 第 1 議案第66号 令和2年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 議案第67号 令和2年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第68号 令和2年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第69号 令和2年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第70号 令和2年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第71号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第72号 令和2年度南部町病院事業会計利益剰余金処分の議決及び決算認定について
- 第 8 議案第73号 令和2年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第74号 令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第75号 令和2年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第76号 令和2年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第77号 令和2年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第78号 令和2年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 議案第79号 令和2年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 議案第80号 令和2年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第81号 令和2年度南部町名久井岳財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 17 議案第82号 南部町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 第 18 議案第83号 南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 19 議案第84号 南部町ドライフラワーセンター条例を廃止する条例の制定について
- 第 20 議案第85号 町道の路線認定について
- 第 21 議案第86号 町道の路線変更について
- 第 22 議案第87号 三戸地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更及び三戸地区環境整備事務組合同規約の変更について
- 第 23 議案第88号 南部町過疎地域持続的発展計画について
- 第 24 議案第89号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 第 25 議案第90号 令和3年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）
- 第 26 議案第91号 令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 27 議案第92号 令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 28 議案第93号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 29 議案第94号 令和3年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 30 議案第95号 令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 31 議案第96号 令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 32 発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 第 33 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 第 34 選任第2号 図書室運営委員会委員の選任について
- 第 35 選任第3号 議会運営委員会委員の選任について
- 第 36 陳情第2号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 第 37 常任委員会報告
- 第 38 委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加第1 町長追加提出議案提案理由の説明
- 追加第2 発委第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

2番	松本啓吾君	3番	久保利樹君
4番	夏堀嘉一郎君	5番	坂本典男君
6番	滝田勉君	7番	西野耕太郎君
8番	山田賢司君	9番	八木田憲司君
10番	中舘文雄君	11番	工藤正孝君
12番	夏堀文孝君	13番	沼畑俊一君
14番	根市勲君	15番	馬場又彦君
16番	川守田稔君		

欠席議員（1名）

1番 工藤愛君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課参事	久保田敏彦君	企画財政課参事	金野貢君
交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	下井田耕一君
住民生活課長	石橋一史君	福祉介護課長	戸室正樹君
健康こども課長	野月正治君	農林課参事	東野成人君
商工観光課長	北上隆広君	建設課長	松橋悟君
会計管理者	藤嶋健悦君	医療センター事務長	岩間雅之君
市場長	馬場均君	教育長	高橋力也君
学務課課長補佐	坂本康浩君	社会教育課参事	佐々木高弘君
農業委員会事務局長	夏堀勝徳君	代表監査委員	山口裕貢君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 舘崎あつ子 班長 小林京子

総括主査 坂本裕昭

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第103回南部町議会定例会を再開します。
本日の会議を開きます。
議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議案第66号から議案第81号の委員長報告、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、議案第66号から日程第16、議案第81号までの令和2年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案16件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案については、決算特別委員会における審査が終了しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。決算特別委員長、八木田憲司君。

（決算特別委員会委員長 八木田憲司君 登壇）

○決算特別委員会委員長（八木田憲司君） おはようございます。

決算特別委員会の審査の結果をご報告します。

8月30日の本会議において、本委員会に審査を付託されました議案第66号から議案第81号までの令和2年度南部町各会計決算認定16件につきましては、9月2日及び3日に本委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、議案第66号から議案第81号までの議案16件は、全会一致により全て原案のとおり認定することに決定しました。

以上で、決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 決算特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略し、これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第66号「令和2年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第81号「令和2年度南部町名久井岳財産区特別会計歳入歳出決算認定について」までの議案16件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第66号から議案第81号までの議案16件は、原案のとおり認定されました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第17、議案第82号「南部町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長(下井田耕一君) おはようございます。

それでは、説明資料を使いましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

議案第82号「南部町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨についてであります。令和3年3月31日に、過疎地域自立促進特別措置法が失効となりましたが、引き続き過疎対策を講じていくことを目的に、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行となっております。これに伴いまして、過疎地域内の産業の振興について、現在実施しております税制面の優遇措置を引き続き実施するため、新法に対応した固定資産

税の課税免除等を規定する条例を新たに制定するものであります。

内容につきましては、過疎地域の産業振興促進区域内において、一定の金額以上の特別償却設備である家屋及び償却資産を取得した製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の事業者について、取得した家屋及び償却資産並びに家屋の敷地である土地に対する固定資産税の課税を最初の年度以後、3年度分を免除するものであります。

下に（１）と（２）とありますが、これを含めまして次のページに旧条例と新条例の比較を載せておりますので、次のページをご覧くださいと思います。

主な相違している点を申し上げますと、まず上から２段目の適用業種につきましては、情報サービス業等が追加となっております、適用業種の拡大をしております。

次に、３段目の要件につきましては、旧条例では機械及び装置の取得価格の合計額が2,700万円を超えておりましたが、新条例においては家屋と償却資産の取得価格の合計額が500万円以上と要件を緩和しております。

なお、製造業、旅館業におきましては資本金の額により取得価格の要件が1,000万円以上または2,000万円以上となるものでございます。ただいま申し上げました新条例の要件等につきましては、全て新法及び関係法令で定めているものと同様のものとなっております。

また、現時点において旧条例が適用となっている事業者はございませんが、過去において適用となった事業者は1者ございまして、平成24年度から平成26年度まで3年間の課税免除を行っております。

前のページに戻っていただきまして、施行日は公布の日でございます。

議案第82号の説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第82号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第18、議案第83号「南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター事務長(岩間雅之君) 説明資料の5ページをお開き願います。

議案第83号「南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

趣旨でございますが、耳鼻咽喉科の開設に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、南部町病院事業の設置等に関する条例第3条第2項に耳鼻咽喉科を追加するものでございます。

施行日は公布の日です。

以上で議案第83号の説明を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第83号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第19、議案第84号「南部町ドライフラワーセンター条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 説明資料の6ページをお開き願います。

議案第84号「南部町ドライフラワーセンター条例を廃止する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨であります。名川ドライフラワーセンターの指定管理団体が解散したことに伴い、ドライフラワーセンターでの業務を終了したことから、条例を廃止するものであります。

施行日は公布の日としているものでございます。

議案第84号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第84号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号及び議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) お諮りします。

日程第20、議案第85号「町道の路線認定について」、日程第21、議案第86号「町道の路線変更について」の議案2件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第85号及び議案第86号の議案2件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(松橋悟君) 説明資料は7ページから10ページになります。

議案第85号「町道の路線認定について」並びに議案第86号「町道の路線変更について」を説明いたします。

資料の7ページをお開き願います。

議案第85号「町道の路線認定について」を説明いたします。

趣旨は、青森県が実施した主要地方道名川階上線における剣吉踏切改良や道路拡幅などの道路改良事業の工事完了に伴い、旧県道について町へ移管があり、公益性の観点から町道として管理

することが望ましいことから、新規認定をするため、道路法の規定により議決を求めるものです。

内容ですが、認定する路線は1路線です。整理番号1335、荒町5号線です。整理番号につきましては、町道の路線認定番号となるものです。

次ページに位置などを示しておりますので、8ページをお開き願います。

上の図面は、今回認定する路線を赤線で住宅地図に示したもので、剣吉踏切の南側になります。だいたい色の線は主要地方道名川階上線、緑色の線は主要地方道軽米名川線、黒い線は国道104号を表しています。

下の図面は、町道認定路線網図に今回の路線の位置を示したものとなります。

施行日は告示の日となります。

続きまして、議案第86号「町道の路線変更について」を説明いたします。

資料9ページをお開き願います。

趣旨ですが、先ほど議案第85号での説明同様、主要地方道名川階上線道路改良事業の工事完了に伴うもので、県道に接続している既存の町道2路線について、それぞれ起点部の位置が変更となるため、議会の議決を求めるものです。

内容ですが、変更する路線は、まず整理番号16、路線名は剣吉停車場線、続きまして整理番号1306、荒町・二反田線です。2路線それぞれの起点部の変更位置は、表の中の新旧対照表のとおりです。

次のページに位置図などを示していますので、10ページをお開き願います。

上の図面は、今回変更する2路線を住宅地図に示したもので、位置は剣吉踏切の北側に位置する1路線と南側に位置する1路線です。赤い路線のうち、短いほうが剣吉停車場線、長いほうが荒町・二反田線です。

下の図面は、町道認定路線網図に今回の路線の位置を示したものとなります。

施行日は告示の日となります。

以上で議案第85号並びに議案第86号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第85号及び議案第86号の議案2件を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第85号及び議案第86号の議案2件は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第22、議案第87号「三戸地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更及び三戸地区環境整備事務組合同規約の変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(石橋一史君) 説明資料の11ページをお開き願います。

議案第87号「三戸地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更及び三戸地区環境整備事務組合同規約の変更について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、三戸地区環境整備事務組合において、新たにペットの火葬に関する事務を行うため、組合の共同処理する事務及び組合同規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたため、地方自治法の規定に基づき提案させていただくものであります。

協議する内容でございますが、組合の共同処理する事務について、第3条第1項第6号に規定されております厚生福祉施設葬祭場のままではペットに関する事務を行うことができないため、厚生福祉施設の部分を削除しまして、厚生福祉施設葬祭場を葬祭場に改めるものであります。

施行日は、青森県知事の許可があった日となります。

以上で説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第87号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第23、議案第88号「南部町過疎地域持続的発展計画について」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） それでは、説明資料の12ページをお開き願います。

議案第88号「南部町過疎地域持続的発展計画について」ご説明申し上げます。

計画案は別冊でお配りしておりますが、この資料により説明をさせていただきます。

趣旨でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が今年4月1日から施行されたことに伴いまして、今年度から令和7年度までの5年間の計画期間とする新しい南部町過疎地域持続的発展計画を策定することについて、法の規定に基づき議会の議決を求めるもので

ございます。

内容でございますが、計画策定に当たっての基本的事項または計画の構成としまして、1つ目は県が事前に策定し、公表した過疎地域持続的発展方針との整合性を確保しております。

2つ目として、計画書の前段におきまして、各種統計データなどにより町の現状と問題点を整理するなど基本的な事項を整理しております。

3つ目は、地域の持続的発展の方向性として第2次南部町総合振興計画に掲げる将来像を目指すこととしております。

4つ目として、計画書に記載する事業は旧過疎法に基づく過疎地域自立促進計画に記載しておりました事業を継続して実施していくことを基本としております。

以上のような考え方にに基づき実施する事業につきましては、(1) 持続的発展施策区分に記載しておりますとおり①移住・定住・地域間交流の促進・人材育成、以下11の区分に整理し、記載をしております。

また、これらの区分に記載された施設整備などハード事業につきましては、(2)に記載されておりますとおり公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら行うこととしております。計画案につきましては既に県との協議が終了しておりますほか、7月26日から2週間、町のホームページに掲載し、パブリックコメントを行いました。町民からは意見等はございませんでした。南部町過疎地域持続的発展計画案は、議会での議決をいただいた後、改めて公表しますほか、総務大臣に提出をすることで、南部町の新しい過疎計画となり、過疎債など各種財政支援を受けるための根拠となるものでございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第88号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第24、議案第89号「令和3年度南部町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事(金野貢君) それでは、議案書を今度ご準備いただきたいと思います。

議案の説明をする前に、資料に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思ます。

77ページをお開き願います。

給与費明細書でございまして、この中の上の表、左上の数字でございます。補正後の職員数の欄、210人となっておりますが、191人の誤りでございました。よって、その3つ下になります比較の欄につきましてもプラス16人がマイナス3人というふうになるものでございます。おわびを申し上げまして、訂正させていただきたいと思ます。お手元に差し替えの77ページをお配りしておりますので、差し替え方よろしくお願いたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案書の45ページをお開き願います。

議案第89号「令和3年度南部町一般会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に1億961万円を追加し、予算総額を107億3,501万9,000円とするものでございます。

60、61ページをお開き願います。

歳出の主なものから説明させていただきます。

2款1項7目地方創生推進費は12節委託料に、おためし住宅の情報発信及びリモートワーク推

進に係る業務委託料108万9,000円を追加するほか、10節、11節及び13節は新庁舎に併設されたいちょうホールを活用し、子供たちにも気軽に役場庁舎へ足を運んでもらえるようにするきっかけづくりのため、子供シアターとして映画鑑賞会を開催するための経費、合わせて36万3,000円を追加するものでございます。

10目地域交通対策費は来年4月から町のコミュニティバスを緑ナンバー化することに伴い、11節役務費には町民に親しみを持ってもらえるデザインにラッピングする経費として広告料400万円を追加、また鳥谷地区、石和地区におけるバスの回転所を確保する必要があるため、14節工事請負費に1,250万円、16節用地買収費に52万円、21節補償費に319万2,000円を追加、17節備品購入費は町コミュニティバスのバス停標識108基分の更新費及び福地支所でのバス待合のため、デジタルサイネージの設置経費として合わせて450万2,000円を追加するものでございます。

62、63ページをお開き願います。

下段、3款1項1目社会福祉総務費の10節需用費はコロナ禍における生理の貧困対策として一般及び高校生向けの生理用品の購入費63万5,000円を追加するものでございます。

64、65ページをお開き願います。

上段、3款1項2目社会福祉施設費は老人福祉センター及びデイサービスセンターの施設改修に係る経費、合わせて357万7,000円を追加、ページ下段、3款2項の2行目、3目学童保育費は小学校統廃合に伴う名川地区の学童保育施設新設へ向けた測量設計委託料281万6,000円を追加するものでございます。

66、67ページをお開き願います。

中段、4款1項の2行目、2目保健衛生施設費は、ぼたんの里、ゆとりあ及び健康センターの施設修繕料175万9,000円を追加、その下、3目予防費は新型コロナウイルスワクチンの高齢者接種を前倒ししたことによる増加経費として3節から12節まで合わせて2,604万円を追加するもので、財源として全額国庫補助金を充当しております。

その下、4目母子保健費は未熟児の養育医療費に関し、長期入院事例が多くなっていることから、不足見込額86万円を追加するものでございます。

その下、8目健康対策費は健康管理システムの標準化対応のための改修委託料246万4,000円を追加するもので、財源として国庫補助金を123万2,000円充当しております。

68、69ページをお開き願います。

上段、6款1項の2行目、5目果樹振興費は特産果樹産地育成等確立事業補助金207万1,000円を追加し、財源として県補助金138万2,000円を充当しております。

70、71ページをお開き願います。

2段目、8款2項1目道路橋りょう維持費は町道の維持補修に係る経費として10節から14節まで合わせて3,517万8,000円を追加、2目道路橋りょう新設改良費は相内地区の下在所1号線の拡幅改良に係る測量設計委託料1,300万円を追加、その下、8款3項1目公園管理費は町内の公園の施設設備に係る修繕料等440万円を追加するものでございます。

72、73ページをお開き願います。

上段、8款5項1目住宅管理費は退居住宅及び老朽化した住宅の修繕料350万円を追加するものでございます。

2段目、10款1項教育総務費はコロナ禍における生理の貧困対策として10節需用費に小中学生用の生理用品の購入費123万2,000円を追加するものでございます。

74、75ページをお開き願います。

上段、10款5項社会教育費の2行目、4目文化財保護費は実施を予定しておりました剣吉諏訪神社の祭礼行事と山車祭りの映像記録保存事業が実施できなくなったことから、これらの経費277万6,000円を減額し、財源として充当を予定していた雑入の一般財団法人地域創造からの助成金199万7,000円を減額するものでございます。

2段目、10款6項保健体育費の2行目、2目保健体育施設費は福地体育センターの照明LED化改修工事に係る経費、合わせて1,530万円を追加するものでございます。

歳出につきましては、ただいま説明したもののほか人事異動に伴う人件費の調整、民生費関連の令和2年度国庫負担金の精算に係る返還金、それから特別会計の補正に伴う繰出金の補正を行ってございます。

ページを戻っていただきまして、52、53ページをお開き願います。

歳入につきまして、歳出で特定財源として説明しなかった部分について説明をいたします。

上段、1款2項1目固定資産税は大臣配分に係る償却資産が増額となる見込みとなったことから9,897万1,000円を追加、その下の10款1項1目地方交付税は、このたびの補正予算の不足する一般財源分として5,493万3,000円を追加するものでございます。

3段目の14款1項1目民生費国庫負担金及びページ下段の15款1項1目民生費国庫負担金は介護保険料軽減に係る国、県の負担金で、介護保険特別会計への繰出金の財源として追加するものでございます。

54、55ページをお開き願います。

上段、15款2項1目総務費県補助金77万円の追加は歳出の補正はございませんが、当初予算に

計上しておりました家族愛醸成事業の財源として5万円及び三町食べ歩きスタンプラリーの財源として72万円が県の元気な地域づくり支援事業補助金の採択となったことから、追加するものでございます。

2段目、18款1項2目介護保険特別会計繰入金は令和2年度の介護保険低所得者保険料軽減分の額が確定したことに伴い、一般会計繰入金の精算のため3万1,000円を計上するものでございます。

3段目、19款繰越金は令和2年度決算により前年度繰越金が確定したため、709万9,000円を追加、下段の21款町債は臨時財政対策債の発行可能額が確定したことにより、7,985万6,000円を減額するものでございます。

地方債の補正につきましては48ページの第2表地方債補正にも記載をしておりますので、ご参照いたします。

議案第89号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第89号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第25、議案第90号「令和3年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長補佐。

○学務課課長補佐（坂本康浩君） 議案書の79ページをお開き願います。

議案第90号「令和3年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）」の説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ267万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億219万7,000円とするものでございます。

最初に、歳出をご説明いたします。

88ページ、89ページをお開き願います。

1款1項1目給食管理費でございますが、2節給料から18節負担金補助及び交付金まで職員の異動によるもので、合わせて267万4,000円を減額とするものでございます。

次に、86ページ、87ページをお開き願います。

歳入でございますが、2款1項1目一般会計繰入金ですが、267万4,000円を減額するものでございます。

以上で、議案第90号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第90号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第26、議案第91号「令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（野月正治君） 議案書の91ページをお開き願います。

議案第91号「令和3年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ591万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,442万8,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

100、101ページをお開きください。

上段の1款1項1目の一般管理費でございますが、人事異動によりまして96万5,000円を増額するものです。

中段の3款国民健康保険事業費納付金については1項医療費給付分から下段の2項後期高齢者支援金等分及び次の102、103ページ上段の3項介護納付金について、納付金額の決定によりまして、それぞれ減額または増額するものでございます。

中段の5款3項1目の施設管理費でございますが、人事異動によりまして62万3,000円を減額するものでございます。

下段の8款1項3目の償還金でございますが、国保災害等臨時特例補助金と青森県国民健康保険保険給付費等交付金特別交付金について、令和2年度の過大交付分を66万7,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

98、99ページにお戻りください。

上段、5款2項1目財政調整基金繰入金につきましては財源の不足分を国保特別会計の財政調整基金から繰り入れるものでございますが、中段の6款1項1目繰越金61万7,000円の確定による増及び歳出総額の減額に応じて財政調整基金からの繰入金を653万2,000円減額するものでございます。

以上で、議案第91号の説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第91号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第27、議案第92号「令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 議案書の105ページをお開き願います。

議案第92号「令和3年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に4,022万5,000円を追加し、保険事業勘定の予算の総額を29億8,942万7,000円とするものでございます。

116、117ページをお開き願います。

歳出からご説明いたします。

1款総務費であります。人事異動に伴う人件費を追加するものでございます。

2款1項1目介護サービス等諸費であります。一般会計から繰り入れる低所得者保険料軽減負担金などに伴い財源構成を行うものであります。

次に、3款2項1目介護予防普及啓発事業費であります。人事異動に伴う人件費を増額するもので、財源といたしましては国庫補助金、県補助金、支払基金交付金、合わせて3万3,000円を計上しております。

また、あたま元気教室の事業実施方法の見直しにより、7節の報償費と12節の委託料の予算を組み替えるものでございます。

下段、3款3項包括的支援事業・任意事業費であります。116、117ページから次の118、119ページまで続きますが、人事異動に伴う人件費の各節を増額または減額するものでありまして、財源であります国庫補助金、県補助金も増額または減額計上しております。

中段、6款1項2目償還金でございます。前年度の事業費確定に伴い、国、社会保険診療報酬支払基金、県へ介護保険給付費等を返還するものであります。

下段、6款2項1目一般会計繰出金でございます。前年度の事業費確定に伴い、低所得者保険料軽減負担金を国、県、町へ返還するため、一般会計へ繰り出すものでございます。

ページを戻って112、113ページをお開き願います。

歳入についてご説明申し上げます。

上段の3款から中段の5款までは人件費の特定財源として充当されるものとして、歳出でご説明申し上げたとおりでございます。なお不足する財源につきましては下段の7款1項1目一般会計から繰り入れをし、対応するものでございます。

114、115ページをお開き願います。

上段になりますが、7款1項1目6節低所得者保険料軽減繰入金134万1,000円でございます。消費税率の引上げに伴い実施されている低所得者の保険料の負担軽減につきまして国、県、

町の負担分を一般会計から繰り入れているものでございます。

中段、7款3項1目介護給付費準備基金繰入金でございますが、136万6,000円を減額するものでございます。

下段、8款の繰越金でございますが、前年度の繰越金を計上するものでございます。

議案第92号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第92号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第92号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時5分まで休憩します。

（午前10時49分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第28、議案第93号「令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（野月正治君） 議案書の121ページをお開き願います。

議案第93号「令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,417万5,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

130、131ページをお開きください。

上段、1款1項1目一般管理費でございますが、人事異動により12万円を増額し、総額を1,860万円とするものでございます。

中段、4款1項1目保険事業費でございますが、人事異動による14万円並びに12節委託料を3万6,000円それぞれ増額し、総額を1,193万7,000円とするものでございます。

12節委託料は通いの場、健康教室のスタッフに健康運動指導士を追加するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

128、129ページにお戻りください。

上段、3款1項1目の一般会計繰入金につきましては当該事務に要する費用に充てるため一般会計から繰り入れるものですが、中段の4款1項1目繰越金8,000円の確定による増及び歳出総額の増額に応じて28万8,000円を増額するものでございます。

以上で、議案第93号の説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第93号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第29、議案第94号「令和3年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター事務長（岩間雅之君） 議案書の133ページをお開き願います。

議案第94号「令和3年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

第2条は耳鼻咽喉科の開設に伴いまして、外来の年間延べ患者数を500人増の4万2,250人とし、外来の1日平均患者数を2人増加の169人とするものでございます。

第3条は収益的収入及び支出の予定額の総額に4,087万2,000円を追加し、予定額をそれぞれ11億8,787万2,000円とするものでございます。

第4条は資本的収入予算に病院事業債3,020万円を追加し、資本的収入予算の予定額を1億6,503万5,000円とするものです。

134ページをお願いいたします。

資本的支出予定額に収入予算と同額の3,020万円を追加し、予定額を2億1,243万6,000円とするものでございます。

第5条は起債の限度額を3,020万円を追加し、1億1,020万円とするものであります。

140ページをお願いいたします。

令和3年度南部町病院事業会計補正予算説明書によりご説明いたします。

収益的収入の1款1項2目外来収益は耳鼻咽喉科の開設に伴い、外来の年間延べ患者数の増加

を見込み、外来収益に390万円を追加するものであります。

また、2項医業外収益には新型コロナウイルス感染症入院患者病床確保事業費補助金を含む新型コロナウイルスに対応する国の交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として3,697万2,000円を増額するものでございます。

下の表をお願いします。

収益的支出の1款1項医業費用は耳鼻咽喉科開設に伴う派遣医師の報酬や看護師の給与として568万7,000円を増額し、耳鼻咽喉科の医療機器や治療のための材料費といたしまして1,230万3,000円を増額、3目の経費は耳鼻咽喉科の使用する診察室の改修に伴う修繕費や医療機器の保守管理などの委託料などで2,288万2,000円を増額するものでございます。

141ページをお願いします。

資本的収入の1款1項1目企業債では病院事業債を3,020万円を増額し、資本的支出の1款1項2目は耳鼻咽喉科で使用する医療機器の購入のため、資本的収入と同額の3,020万円を増額補正するもので、購入する医療機械の主なものは聴力検査用機器、耳鼻咽喉科用内視鏡システム、診療用画像管理機器、耳鼻咽喉科治療用診察台などであります。

以上で、議案第94号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第94号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第30、議案第95号「令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（松橋悟君） 議案書の143ページをお開き願います。

議案第95号「令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の総額にそれぞれ266万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,216万8,000円とするものでございます。

第2条は継続費の補正でございます。

146ページをお開き願います。

第2表継続費補正でございますが、公共下水道事業会計地方公営企業法適用に係る固定資産調査の総額1,140万円とあかね浄化センター土木設備工事の総額4億5,400万円をそれぞれ令和3年度と令和4年度に補正するものでございます。

152ページをお開き願います。

歳出からご説明申し上げます。

2款1項1目公共下水道建設費でございますが、266万8,000円を増額し、2億9,968万1,000円とするものでございます。内容といたしましては、人事異動に伴い、職員人件費の節のそれぞれを増額し、合わせて266万8,000円を増額するものでございます。

以上が、歳出の説明でございます。

150ページをお開き願います。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

4款1項1目一般会計繰入金でございますが、266万8,000円を増額し、1億1,612万9,000円とするものでございます。これは歳出にてご説明申し上げました職員人件費の増額に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

以上で、議案第95号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第95号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第31、議案第96号「令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（松橋悟君） 議案書の155ページをお開き願います。

議案第96号「令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の総額にそれぞれ296万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,396万円とするものでございます。

第2条は継続費の補正でございます。

158ページをお開き願います。

第2表継続費補正でございますが、農業集落排水事業会計地方公営企業法適用に係る固定資産調査の総額1,300万円を令和3年度と令和4年度に補正するものでございます。

164ページをお開き願います。

歳出からご説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費でございますが、154万円を減額し、707万4,000円とするものでございます。内容といたしましては、人事異動に伴い職員人件費の節のそれぞれを減額または増額し、合わせて154万円を減額するものでございます。

1款1項2目施設管理費でございますが、450万円を増額し、1億1,668万1,000円とするものでございます。内容としましては、下名久井地区農業集落排水処理場の設備である破砕機が経年の劣化により修繕が必要になったことから需用費450万円を増額するものでございます。

以上が、歳出の説明でございます。

162ページをお開き願います。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

3款1項1目一般会計繰入金でございますが、296万円を増額し、1億9,664万9,000円とするものでございます。これは歳出にてご説明申し上げました職員人件費の減額と需用費の増額に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

以上で、議案第96号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第96号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第32、発議第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。沼畑俊一君。

(副議長 沼畑俊一君 登壇)

○副議長(沼畑俊一君) 新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、各地方自治体では財政需要への対応や、長期的な感染症対策が講じられております。このような状況において、今後、地方税及び地方交付税の大幅な減少などによる地方財政への影響も予想される中、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保と充実を強く国に求めていくことが必要です。

以上のことから、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税、財源の確保について必要な措置を講じられるよう国に対し本意見書を提出するものです。

以上で提案理由の説明といたします。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

お諮りします。本案については質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認め、直ちに採決することとします。

発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎選任第1号から選任第3号の上程、選任

○議長(夏堀文孝君) お諮りします。日程第33、選任第1号「常任委員会委員の選任について」、日程第34、選任第2号「図書室運営委員会委員の選任について」、日程第35、選任第3号「議会運営委員会委員の選任について」の選任3件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いを。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

選任第1号から選任第3号までの選任3件を一括議題とすることと決定しました。

お諮りします。選任第1号及び選任第3号については委員会条例第8条第4項の規定により、また選任第2号については図書室設置条例第4条第1項の規定により、議長においてお手元に配付しております名簿のとおり、それぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(議長が指名した委員は次のとおり)

○総務企画常任委員会委員

2番 松本啓吾君

4番 夏堀嘉一郎君

10番 中舘文雄君

11番 工藤正孝君

16番 川守田稔君

○産業建設常任委員会委員

6番 滝田勉君

7番 西野耕太郎君

9番 八木田憲司君

13番 沼畑俊一君

14番 根市 勲 君

○教育民生常任委員会委員

1番 工藤 愛 君

3番 久保利 樹 君

5番 坂本 典男 君

8番 山田 賢司 君

12番 夏堀 文孝 君

15番 馬場 又彦 君

○議会運営委員会委員

3番 久保利 樹 君

8番 山田 賢司 君

9番 八木田 憲司 君

10番 中舘 文雄 君

14番 根市 勲 君

15番 馬場 又彦 君

○図書室運営委員会委員

1番 工藤 愛 君

2番 松本 啓吾 君

3番 久保利 樹 君

4番 夏堀 嘉一郎 君

6番 滝田 勉 君

8番 山田 賢司 君

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

選任3件はお手元に配付のとおり選任することに決定しました。委員会条例第9条第2項及び図書室設置条例第4条第4項の規定による正副委員長の互選につきましては、お手元に配付のとおりとなっておりますので、ご報告いたします。

(正副委員長の互選結果は次のとおり)

○総務企画常任委員会委員

委員長 中舘 文雄 君

副委員長 工藤 正孝 君

○産業建設常任委員会委員

委員長 根市 勲 君

副委員長 西野 耕太郎 君

○教育民生常任委員会委員

委員長 山田 賢司 君

副委員長 工藤 愛 君

○議会運営委員会委員

委員長 馬場 又彦 君

副委員長 八木田 憲司 君

○図書室運営委員会委員

委員長 久保利樹君

副委員長 松本啓吾君

◎陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第36、陳情第2号「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」を議題とします。

総務企画常任委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長、八木田憲司君。

（総務企画常任委員長 八木田憲司君 登壇）

○総務企画常任委員長（八木田憲司君） 去る8月30日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第2号「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」について同日に委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

沖縄県における基地問題については、住民生活に極めて影響が大きい問題であり、陳情者の主張は理解できるところではあるものの、基地問題は国防に関することであるため、国が責任を持って対処していく必要があると考えられることから、願意に添い難く、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で総務企画常任委員会の陳情審査結果報告を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第2号を採決します。採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第2号を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(夏堀文孝君) 起立少数です。

陳情第2号は不採択することに決定しました。

◎常任委員会報告

○議長(夏堀文孝君) 日程第37「常任委員会報告」を議題とします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(夏堀文孝君) 日程第38「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により常任委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（夏堀文孝君） お諮りします。

本日、町長から、議案第97号「人権擁護委員の候補者の推薦について」の議案1件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第97号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、会議資料配付のため、暫時休憩とします。

（午前11時30分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前11時32分）

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 追加日程第1「町長追加提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案1件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第97号「人権擁護委員の候補者の推薦について」であります。令和3年12月31日をもって任期満了となります。現在の委員4名を再任いたしたく、国への推薦について人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は、住所、南部町大字大向字●●●番地●、氏名、谷内恭介氏、昭和●●年●●月●●日生まれ。同じく、住所、南部町大字下名久井字●●●番地●、氏名、根市正彦氏、昭和●●年●●月●●日生まれ。同じく、住所、南部町大字沖田面字●●●番地●、氏名、石井みほ子氏、昭和●●年●●月●●日生まれ。同じく、住所、南部町大字剣吉字●●●番地●、氏名、川守田いつみ氏、昭和●●年●●月●●日生まれであります。

推薦する4名の方は、いずれも優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

なお、委嘱期間につきましては、令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間であります。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議の上、何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（夏堀文孝君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 追加日程第2、議案第97号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題とします。

本案について、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第97号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第97号は原案のとおり同意されました。

◎閉会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全部終了しました。

閉会に当たり、町長から発言の申出がありますので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第103回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、8月30日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

追加提案いたしました案件も含め、提出いたしました全ての案件につきまして慎重審議をいただき、ご議決を賜りましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

とりわけ、令和2年度南部町一般会計及び特別会計の計16件の歳入歳出決算につきましては、決算特別委員会において綿密なご審議をいただき、深く敬意を表する次第であります。

審議の中で、議員各位からいただきました様々のご提言には十分留意いたしまして、今後の行財政運営に役立ててまいりたいと考えております。

さて、青森県内、とりわけ三八圏域において、これまでにないペースで感染者が急増している新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底するため、当町におきましても、青森県の緊急対策パッケージに従い、いちょうホールや各公民館、ふるさと運動公園などの施設について、9月1日から30日までの1か月間、利用停止の措置を講じたほか、小・中学校におきましては同様の期間において、学校行事等の原則中止や延期、部活動の禁止など対応を強化したところであります。

また、9月8日の名川秋まつり及び16日のとまべちまつりも、関係者に限定した上で神事のみを行うとの報告をいただいているところであります。

施設の利用停止などにより、町民の皆様にはご不便をおかけすることとなりますが、青森県の緊急対策パッケージが目標として掲げる新規感染症患者の発生の抑制及び医療提供体制の逼迫回避の一日も早い達成のため、パッケージのもう一つの目標でありますワクチン接種の推進に引き続き取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、現在の農作物の生育状況であります。水稲につきましては5月中旬から8月上旬までの気温が平年よりも高く、生育が1週間程度早まっており、農林水産省が8月31日に発表した青森県の作況指数は、全国で最も高い106の良でありました。

野菜につきましても、作物にもよりますが、気温が高めで推移した影響で生育が1週間から3日程度早めに進んでおります。

また、ニンニクにつきましては、収量及び品質が平年よりも上回ったと伺っております。

リンゴにつきましては、品種によってばらつきが見られるものの、平年より果実の肥大が進んでいるとのことであり、今後も台風被害等がなく、すばらしい出来秋を迎えられますことを祈念するものであります。

さて、今年も7月から8月にかけて、梅雨前線等の影響により全国各地で大規模な災害が頻発し、甚大な被害が発生しております。青森県内においても、台風9号から変わった低気圧の影響で、8月9日から10日にかけて、大雨に見舞われたむつ市、風間浦村では土砂崩れが発生し、一部地域が孤立状態になったほか、七戸町でも河川が氾濫し、大規模な浸水被害が発生し

たとの報道がありました。

当町でも、8月25日の早朝、大雨の影響により如来堂川の水位が上昇し、氾濫注意水位である1.4メートルに到達したことから、五日市地区及び下名久井地区の一部にレベル3、高齢者等避難を発令するとともに、災害警戒本部を設置したところでありましたが、幸いにして被害等もなく、安堵したところでありました。しかしながら、自然の猛威はその牙をいつ当町に向けられるかもしれません。

平成23年、平成25年と立て続けに馬淵川が氾濫し、当町に甚大な被害をもたらしたことは、私の記憶に鮮明に刻み込まれており、これまでも私の公約の柱の一つとして、河川整備をはじめとした安全安心のまちづくりに、全力で取り組ませていただいたところであります。

そして、私は本定例会において、次期町長選挙に立候補することを表明させていただきましたが、現在も事業計画期間の真っただ中にある馬淵川河川整備事業の早期完了と、中・下流域の国の一体管理の実現のため、引き続き安全安心のまちづくりを公約の柱の一つとして掲げ、取り組ませていただきたいと考えているところであり、また、一般質問への答弁でもお話しさせていただきましたとおり、統合小・中学校の令和5年4月の開校などの公約について整理し、後日発表させていただく所存であります。

7月15日に新聞報道で発表された「2021年街の住みこちランキング」では、南部町が初めて県内40市町村のトップテン入り、第9位に選ばれましたことは、まちづくりの成果の表れであると感じているところでもあります。

町長就任以来、念頭に置き続けてまいりました常に町民のために、常に町民の皆様と共に、を町民の皆様に実感いただくため、改めまして初心忘るべからずの精神の下、町民とのキャッチボール対話を大切に、町民の皆様の笑顔があふれるまちづくりに、誠心誠意取り組ませていただきたいと考えておりますので、引き続き議員各位並びに町民の皆様の絶大なるご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、厳しい暑さが続いておりましたが、最近では昼夜の寒暖差に秋の気配を感じるようになりました。議員各位におかれましては、引き続き感染防止対策にお努めいただくことをお願い申し上げますとともに、くれぐれもご自愛いただき、町政発展のため引き続きご活躍いただきますようお願い申し上げます、本定例会のお礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君）　ここで、閉会に当たり、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、新庁舎が完成し、新しい議場での初めての本会議となりました。

8月30日から本日までの8日間、議員各位におかれましては新たなる思いでご熱心に審議を賜り、提案されました令和2年度各会計決算認定をはじめ条例の改正など多くの重要案件を全て議了し、ここに閉会の運びとなりましたことを議長として厚く御礼申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議にご協力をいただき、感謝を申し上げます。議員各位から表明された提言、意見等を踏まえながら、事業展開に邁進されますよう、町長はじめ理事者各位にお願いを申し上げます。

皆様におかれましては、健康に十分留意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、また、この新しい議場が南部町発展のため実り多い議論の場になることを心より期待し、簡単ではございますが閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

これをもちまして、第103回南部町議会定例会を閉会します。

(午前11時46分)

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 夏堀文孝

署名議員 工藤愛

署名議員 松本啓吾